

第百二回国会 農林水産委員会 議 録 第十九号

(二〇一)

昭和六十年五月二十一日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君

理事 田名部匡省君

理事 田中 恒利君

理事 神田 厚君

理事 大石 千八君

理事 健田忠三郎君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂雄君

理事 羽田 孜君

理事 山崎平八郎君

理事 上西 和郎君

理事 島田 琢郎君

理事 日野 市朗君

理事 水谷 弘君

理事 稻富 稔人君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君

出席政府委員

農林水産大臣官

房長 田中 宏尚君

農林水産省構造

改善局長 井上 喜一君

委員外の出席者

参 考 人

(全国農業会議

所事務理事) 池田 斉君

参 考 人

(日本大学法学

部教授) 宮崎 俊行君

参 考 人

(東京大学名誉

教授) 加藤 一郎君

(成城学園学園

長)

参 考 人

(農業青年金基

金理事長) 森実 孝郎君

農林水産委員会

調査室長 門口 良次君

五月二十日

農業再建・食糧自給促進等に関する陳情書(富

山市議會議長横関治)(第三八九号)

食糧自給率向上等に関する陳情書外二件(岩手

県紫波郡都南村議會議長兼平藤雄外一名)(第三

九〇号)

食糧備蓄制度の確立に関する陳情書(大津市議

會議長金井長純)(第三九一号)

水田利用再編対策事業に関する陳情書(静岡県

市議會議長会会長清水市議會議長岩崎茂)(第三

九二号)

消費者米価値上げ反対に関する陳情書(岩手県

紫波郡都南村議會議長兼平藤雄)(第三九三三

畜産経営農家の健全化に関する陳情書(鳥取県

議會議長伊藤武夫)(第三九四号)

畜産・酪農生産振興対策の強化に関する陳情書

外二件(秋田県山本郡琴丘町議會議長工藤正吉

外一名)(第三九五号)

加工原料乳保証価格及び食肉価格引き上げ等に

関する陳情書(富良野市議會議長高井弥太郎)

(第三九六号)

畜産振興施策に関する陳情書(宮崎県市議會

議長会会長宮崎市議會議長徳永年章)(第三九七

号)

蚕糸業の安定対策強化に関する陳情書(関東甲

信越一都九県議會議長代表東京都議會議長田

辺哲夫外九名)(第三九八号)

林業の振興に関する陳情書外二件(愛知県議會

議長岡本辰巳外二名)(第三九九号)

治山事業の拡充強化に関する陳情書(関東甲信

越一都九県議會議長代表東京都議會議長田

辺哲夫外九名)(第三九九号)

本日の會議に付した案件

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○今井委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として全国農業會議所事務理事池田斉君、日本大学法学部教授宮崎俊行君、東京大学名誉教授、成城学園学園長加藤一郎君及び農業者年金基金理事長森実孝郎君、以上四名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げますが、池田参考人、宮崎参考人、加藤参考人、森実参考人

の順序で、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、池田参考人をお願いいたします。

○池田参考人 当委員会におきまして農業者年金基金法の一部改正が審議されておりますが、私、参考人としてこの委員会におきまして意見を申し上げる機会を与えていただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。農業者の立場に立ちまして、今委員会が審議されております基金法の改正につきまして若干所見を申し上げます。

御案内かと思いますが、私は農業委員会系統組織の頂点にある農業會議所におりますので、我々系統組織の農業者年金制度への対応等につきましても申し上げたいと思っております。

御案内のように、農業者年金制度の発足並びに発足以来既に数次にわたる制度改正が行われていくわけでございまして、だんだんと前進をしてきており、その間各先生方には大変お世話になりました。この機会をかりまして厚く御礼を申し上げます。

各先生方御承知のように、農業者に対する年金につきましては、昭和三十三年に農林年金制度、三十四年に国民年金制度が制定されました。それらをつかき、農業者、農業団体あるいは政府の内部におきましても農業者年金の問題が話題となつてまいりました。昭和四十二年一月の総選挙におきまして、当時の佐藤総理が遊説先におきまして農民にも恩給をという公約を選挙公約としていたしたことは御案内のとおりでありまして、そ

れ以来この問題が急速に具体的な日程に上ったわけでございます。

私も農業委員会系統組織は、昭和四十二年以来、現在の制度とはほぼ同趣旨の、農業者の老後の保障と農業構造の改善を促進するため、老後の生活保障、経営移譲及び離農の円滑化を目的とする農業者年金制度の確立を図ることが必要であるというところで、系統組織を挙げましてこの制度の実現に対応してまいりました。その過程では、有史以来と言われる三百五十万人の署名をとり、これを国会に請願をするというようなことも含めまして、ようやく昭和四十五年に至りましてこの制度が実現したわけでございます。

そして、その後十五年たつわけでございますが、今やこの制度は農業者にとってはなくてはならない制度として定着し、非常に喜ばれておるといふのが実態でございます。私も系統組織は、土地と人という面から構造政策の実施、推進を担当し、農用地の確保及び流動化の促進による規模拡大を通じて担い手の育成確保を図るべく組織を挙げて現在も努力しているところであります。

農業者年金制度は、このような観点から見まして、現在いろいろ農業施策がありますけれども、その中でも極めて重要な制度、政策でありまして、また、市町村の農業委員会あるいは都道府県の農業会議におきまして、その業務の中で非常に大きなウェートを占めているものでございます。

そういう歴史的な経過を踏まえながら、現行制度の評価、認識につきまして、私の所見を次に申し上げます。

農業者年金制度は、先生方既に今回御審議の中で十分御承知のことと存じますが、現時点におきましてどういふ評価をするか、また認識はどうかということをお聞きしますと、先ほど申しましたように、制度が発足して以来既に十五年になりましたけれども、経営移譲年金の受給者は三十七万人、また農業者老齢年金の受給者は十七万人

を超えておるわけでございます。また、年金の受給額全体で見ますと、昭和五十九年度一年間に約千五百五十億円というような多額の支給がされておる、こういうことに相なるわけでございます。

現在農業情勢は極めて厳しいわけでございます。特に農畜産物の価格が相対的に低迷しておる、こういう中におきまして年金の給付は、老後の生活の保障だけではなくて、後継者の経営への投資あるいは負債整理というような面にも幅広く活用されておるといふふう聞いております。このような年金の使い方がいいか悪いかは別として、農業者からは戦後の農政の中では善政の最たるものであるという評価をされておる、農村、農家生活に全く定着してまいっておるといふふうに私は評価するものでございます。

また、経営移譲率も当初の予想をはるかに上回りました。約九〇％となっており、経営移譲を受けた後継者の年齢は平均三十二歳で、若返りを実現しておるわけでございます。これら専門農家に置きましては、新しい感覚でこの若い後継者が農業経営の展開を図っているというふう聞いております。

さらに、相続による農地の細分化の防止ということがこの制度の目的の一つでもあります。私どもの調査によりますと、経営移譲をしたおつたがために、五五％の農家が一括相続ということができております。また、今後相続が見込まれる農家の親は、経営移譲による細分化防止に大きな期待を持っているわけでございます。結局、新しい民法での均分相続制度に対する農業資産の細分化防止対策が、かつて国会や、あるいは農業基本法制定と関連いたしました何回か検討されたことは御案内のとおりでございますけれども、いまだこれが実現しておりません。言うなれば、本制度がその代役を果たしていると言っても過言ではないというふうに考えるわけでございます。

一方、この制度の目的の大きな柱であります第三者への経営移譲について見ますと、経営移譲を受けた者の経営規模は着実にふえておりまして、

都府県では一・八三ヘクタールから二・四八ヘクタールというふうに拡大しております。ただ残念なことには、第三者移譲というものが全体のまだ一〇％程度というにとどまっております点でございます。

本制度の現状につきましては、制度の仕組みとの関係で若干問題はあります。いたしまして、全体的に農業者から高い評価を受けており、我々もそのように見ている次第でございます。

そこで、次に今回の改正の中心に触れまして若干御意見を申し上げたいと存じます。

御案内のように、今回の改正は三つございまして、その一つは、国民年金、厚生年金の改正と連動した中身の改正でございます。第二番目は、政策年金として構造政策をより一層推進するための改正でございます。三つ目には、私どもがこの制度に從來からいろいろ制度改正の要望をしてまいりましたが、それに関連する幾つかの問題でございます。

この第一点に関連しましては、公的年金と同様に、給付と保険料水準、国庫助成等との問題がございまして、例えば給付水準は引き下げ保険料水準は引き上げる、また拠出時の国庫負担の打ち切り等、かなりそういう意味では厳しい内容になっております。しかし、その中で厚生年金並みの給付水準、それから政策年金の位置づけに立つて特別の国庫負担率確保、約五〇％というように、また、年金財政の健全性を追求し、本制度が将来にわたって存立し安定的に運営されるためにも、今回の改正は、いろいろございまして、必要やむを得ない措置であるというふうに私は考えておるわけでございます。

ただ、本年金制度は構造政策の重要な一翼を担う制度でもあり、専門的な担い手が減少する中で後代負担の制約が避けられない状況にございまして、今後におきまして、国庫助成に対する特別の措置をやはり継続して続ける御配慮をぜひお願いするものでございます。

次に、構造政策効果との関連で、サラリーマン

後継者に経営移譲をした場合、年金給付額に格差が導入されることになっております。この点につきましては、経営移譲が望ましい自立経営農家の育成に結びつくよう推進する立場から考えますと、将来的にはこのようにあるべきであるというふうに私は考えます。しかし、途中から給付水準が変わるといふところには種々問題があるわけでございます。

御案内のように、現在、経営移譲の実態を見ますと、半数以上がサラリーマン後継者への移譲であり、その譲受後継者は農業者年金以外の年金に加入しており、厚生年金や共済年金の保険料を支払っておるわけでございます。農業者年金の財政から見ますと、農業者年金の支えにはなっておりません。今この改正は、ある意味では、方向としては当然であるといふのが専門農家の意見として強く出されておることを私は承知をいたしております。そういう意味で、この際、格差の導入につきましては、今回の程度、いわゆる五年間の経過措置をもちまして二十分の一ずつということでは、この経過措置を考えますと、その方向としてはやむを得ないというふうに私は考えておるわけでございます。

なお、今回の法律改正事項には直接入っておりませんが、私も農業者年金制度研究会に参加したわけでございますが、その報告書にもありますように、特定処分対象農地の支給停止要件の緩和の問題がございまして、これは法律事項ではなくて政省令の改正でやるかと思っております。これにつきましては、農地の有効利用の観点から、関係方面の意見を十分聞いて政府はぜひ積極的に対処されることを要望するものでございます。

第三番目の点として、先ほど申しました、我々がいろいろ要望した問題の中で若干前進が図られている点を申し上げます。

第一は、農業者老齢年金の支給停止要件の緩和

の問題でございます。第二は、死亡一時金の支給対象の拡大の問題でございます。三番目は、農協等の常勤役員の受給資格期間の通算措置の問題でございます。これらは、我々が従来要望してきた問題でございます。ある程度盛り込まれておるわけでございます。敬意を表したいと思っております。

なお、農業生産法人の構成員の被保険者資格につきましては、今後さらに検討していただき、構成員の農業者年金への加入が将来にわたって確保されるようお願い申し上げます。

これは、厚生年金の改正の中で、従来五人以上は厚生年金の対象でございましたが、一人以上全体をやるというようなこととの関係で、いわゆる生産法人、法人というものの農業関係の位置づけ、こういう点につきましては、将来その辺の整合性がどうとれるかということにつきましては、格段の御検討をお願い、将来の問題として心配のないような方向が確保されるようお願い申し上げます。

以上のような評価その他を考え、今回の改正につきましては、以上の見解に基づきまして私はこの法案に賛成するものでございます。

なお、最後に、今後の問題について若干申し上げたいと思います。

農業者は、本制度が長期にわたり維持され、安定的に継続するということを望んでおることはもとよりでございます。そのために、今回のこの中身においては相当厳しい面もあるわけでございますが、これを乗り越えて、未加入者の加入促進について私どもは組織を挙げて取り組み、また今後その成果を上げなければならぬと考えておるわけでございます。また、今日加入者、受給者の組織化をさらに進めており、現在十七の都道府県におきましてそれらの組織ができておるわけでございます。

同時に、本制度は過去数次にわたる改正により一段と実態に即した制度となっており、すけれども、制度の目的並びに農業者の意向を踏まえてみまうとまだ幾つかの問題が残されており、これらの論点につきましては、今回の短期間の対応の中では十分検討されないままになっておりまして、制度研究会におきまして別途改めて検討すべきだと指摘されておりますので、政府においてはそのような方向で別途検討をさらに進めるといふことをぜひお願いしたいと思っております。

その中身につきましては、被保険者の資格の問題、それから第三者移譲を初め農地の流動化を促進する経営移譲の方法の問題、また農地、税制、金融など他の農業政策との整合性の問題、被保険者資格の配偶者への承継の問題、業務体制の整備の問題等々、構造政策を一層推進する観点から、制度の基本的なあり方について、長期的視点に立つて別途検討する必要があると考えておるわけでございます。

最後に、本制度は、加入者資格や経営移譲につきましても、世帯員との関係、農地制度や税法との関係など、非常に複雑になっており、事務手続も大変複雑でございます。したがって、この改正を踏まえまして事務を円滑に処理するために、相当の準備期間と農業者へのPRが市町村段階では必要でございます。先生方の御協力によりまして、そういうような面を含めまして早期にこの改正法案が成立することを、実務を担当しております組織の立場からお願いするものでございます。以上をもちまして私の意見といたします。ありがとうございます。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。

次に、宮崎参考人をお願いいたします。

○宮崎参考人 初めに、いわば序論といたしまして、農業者年金制度のいわゆる政策年金としての効果の実績判断に關しまして、日ごろ強く感じておりますことについて一言申し上げます。

例えば、経営移譲というものが書類上のものにとどまらず実質が伴わないような場合が少なからずあるのではないかと、こういう疑問が出てくるようであります。すなわち、経営移譲の相手方の九

〇％は後継者であります。そしてまた、農地に関する権利の約七〇％は、所有権移転ではなくて使用収益権の設定になっております。この使用収益権の大部分は実は無償の貸借、正式には使用貸借と申しますが、無償の貸借になっているのが実態のようでありまして、このような状態でありまして、後継者が取得する権利が大変弱い権利になっております。そこで、そのことが経営移譲を名目的なものにとどまらしめ、実質が伴わないものにしてしまった一つの原因ではないかと思われております。

それでは、なぜ経営移譲の際に使用貸借、無償貸借が多いのかといふことは、実はこれは、税務行政上、もし貸借にいたしますと、耕作権の無償設定となつて耕作権の価格に対する贈与税課税の問題が発生するとか、経営移譲のためのものであつても、その後親が死亡した場合、もし親が子に貸借をしておりまして子が相続税の納税猶予の特例を受けられないのではないかと、こういうふうなことが税務行政上出ておまして、そこで農林行政ないしは農業団体実務の方が、このような税務行政の方針に、いわば歩調を合わせていいます。したがって、貸借権の設定を指導するといふことを意識的に控えておられるのではないかと私は思われるわけでございます。

このようにして親子間の貸借の実行がかなり抑制されておりますので、どうしても経営移譲に実体は伴わないことになってしまふのではないだろうか。そこで、この経営移譲に実体を伴わせるためには、いわゆる家族協定あるいは父子契約というふうなものを積極的に導入して、それによつて経営移譲に実体を持たせなければならぬと思つておるわけでございます。しかし、この辺もまた税法ないし税務行政の現実にかなり引きずられてそれが実現できない、こういう要素があるように思うのです。要するに、一言で申しますと、現在まで農業者年金の経営移譲が必ずしも実体を伴つていないのではないかと、このような批判があるように思ひます。

事実としてはそういう状態もあるかと思ひますが、そのことの責任は、現在の農業者年金基金法が悪い、あるいはその農業者年金基金のもとにおける実務が悪い、あるいは農家が悪いのだ、こういうふうな年金法なりその実務なり農家ばかりについて厳しくその責任を追及する、こういうことは的外れであらうと思ひます。むしろ、税務行政がもう少し農林行政に歩調を合わせてくれたならばよかつたのではないかと、こういうことをつくづく感じておる次第でございます。

以上を序論として、では次に、今回の改正案に關して、私のこれまでの研究分野に關するものについてのみ意見を申し上げます。私の研究分野は農業関係の法律学でございますので、保険論とか農政一般ではないもので、私が申し上げるべき点は次の二点に絞られますことをお許しくださいと存じます。

第一点は、改正法案の第四十四条でございます。つまり、経営移譲年金の年金額につきましても、経営移譲がいわゆる特定譲受者に対するものである場合とそうでない場合、そうでない場合といふものと代表的なものはいわゆるサラリーマン後継者、被用者年金加入の後継者でございますが、このような者に対するものの場合とで、経営移譲した親がもたらう年金額に差をつける、こういう案でございます。

このことに関しまして、これをもっともなりとする御意見もあるかと思ひますが、私はなお多大の疑問を持っております。それは、後継者が農業者年金の非加入者になるあるいは農業に常時従事しなくなる、このことにつきましては、一体だれの責任か。もちろん経営移譲をした親の責任ではございません。また、後継者本人が特に責任を負うべき事柄でもないと思ひます。じゃ、それはだれの責任かといふと、むしろ経済高度成長政策の当然の帰結でございます。経済高度成長がむしろ農業者年金加入資格ある経営主の後継者を被用者年金加入者にしてしまふ、もしくは農業常

時從事者ではなくする、そういうことによつてま
さにその目的が、その目的と申しますのは高度成
長の目的が達成されたわけでございます。

そこで、農業者年金加入の経営主の大部分の方
にとっては、農業者年金制度というものは自分の
後継者が農業常時従事者ではなくなったときに、
そのときに自分が老境に達するわけであります
が、このときに自分たちを助けてくれる制度であ
る、まさにこういう認識を持っていたはずでござ
います。したがって、経営移譲者の大部分、少な
くとも過半数の者にとつて、自分の後継者に移譲
したのでは年金額に加算が受けられない。これは
加算というよりもむしろ現実の意識としては減額
されるといふことになると思うのですが、法律の
条文中では加算が受けられない、こういうことにな
るわけですね。これは彼らの当然の期待に対して
相当のショックを与えることであらうと存じま
す。

このような私の意見に対して、本案をそのまま
は認めるお立場の方からは、経営移譲者が加算を
受けなければ、年金をいわばフルに受けたけれ
ば、後継者ではなくて特定譲受者であるところの
第三者に譲渡すればよいわけだし、しかもその方
法は、何も所有権を移転する必要はない、十年間
の使用収益権の設定、もつともこの場合の使用取
益権というものはほとんどが賃借権、使用賃借で
なくして賃借権になると思いますが、賃借権の設定
でよろしいわけでありまして、したがって、経営移
譲者にとつて与えるショックというものは無視し
得る程度である、こういったふうなことから思ひ
ます。

そのような御意見に対して、なお私は疑問を持
っております。それは、山村、農山村もしくは離
島、こういったふうな地域をとつてみますと、現
実に特定譲受者に該当する者はほとんどない場
合があるようにございます。そこで、そういう場
合には年金基金なり農地保有合理化法人なりある
いは農協、場合によつては市町村、こういうもの
が使用収益権の設定を受けておけばそれで年金は

フルにもらえるんだからいいではないか、こうい
う御意見かと思ひますが、しかし、これらの法人
が経営移譲として賃借権によつて賃借権の設定を
受けまして、これらの法人が現実には農業を経営
するわけではございませんので、結局これらの法
人は現実には農業を経営する特定譲受者などに転賃
しなければならぬわけですね。ところがその希望
者がいない。転賃して農業をやる人がいない。と
すれば、実態としては農地の高度利用には結びつ
かないわけでございます。

さらに、感情論だと言われるかもしれませんが
が、高齢農民の感情として、後継者が仮にパート
タイムでありまして、とにかく在村し、そして
農業に従事しているという場合には、こういった
ふうな基金とか農地保有合理化法人とかいった
いわゆるお役所的な第三者に経営移譲することに
ついては、そのための方法が十年の賃借でよ
い、かつまたいわゆる自留地が十パーセント残ると
いうことがありまして、なおかなりの抵抗感が
残るのはやむを得ないだらうと思ひます。

この点は単なる感情論だけではございませ
ん、法律的にもある程度理由があることござ
います。それは、その後その後継者がもし農業常
時従事を希望するようになった場合にどうなるか
というところでございます。その場合に、第三者に
賃貸中はその農地はもちろん使えないわけであ
るのみならず、農地取得資格に關しても、農地法の
最低面積制限五十アール、この要件に抵触してし
まいますし、ほかの人から農地を追加取得するこ
ともかなり困難になるだらうと思ひます。それや
これやで、やはりこのような感情論というものも
無視できないものがあると思ひます。

以上のような次第で、本案のこの部分につきま
しては、農業者年金加入者で経営移譲時期が近づ
いた者の大多数の者の現況に適合しないので、非
常に疑問があると思ひます。

あるいは反論として、特定譲受者への譲渡につ
いての加算と同額の年金を、特定譲受者ではない
人、いわばサラリーマン後継者への譲渡について

も支給するということは、結局兼業農家の世代的
再生産になり、あるいはそのための財政負担とい
うものは不合理である、こういう批判があると思
ひます。私はそういう批判があるのは知っており
ますが、しかしなお私としては納得をいたしかね
ます。

それは、兼業農家の世代的再生産を悪と決めつ
けるのはどんなものであらうか。それは社会的現
実を無視し、また将来の歴史的展望を非常に樂觀
視した、そしてまた極度に合理主義に走り過ぎた
思想であらうと思ひます。私としては、経営主の
交代が実態として実現する以上は、兼業農家の世
代的再生産であつても差し支えない、もしくはや
むを得ないという立場をとりたいと思ひます。ま
た、財政負担についての問題でございしますが、こ
れにつきましては経営移譲者の後継者の労働力を
利用している者の応分の負担を何らかの手法によ
つて求めるというところの方が、広い意味での社会
的公平に合致するというふうに考えます。

なお、どうしても本案のように年金額に差をつ
けたいということであれば、一種の妥協的意見で
ございしますが、ある集落の中に特定譲受者に該当
する者がほとんどいない、こういう地域につきま
しては例外を設けまして、特定譲受者に該当しな
い者に経営移譲した場合も年金に差をつけないう
でフルに支給する、こういったふうなことが考えら
れると思ひます。

さらに、もし本案のこの部分がそのまま法律と
なる場合におきましては、いわゆるUターン後継
者でありまして、特定譲受者に該当する場合が多
くなりまして、政令におきまして十分の御配
慮をお願いしたいところでございまして、このU
ターン後継者につきましては、現行政令の第九条
におきまして、そうでない後継者に比べて少し
要件が厳しいようであります。例えばUターン後
継者についてのみ同一世帯員となつていなければ
ならない、こういうことが要求されているようで
ありますが、これも、Uターン後継者ならば、む
しろ逆に必ずしも経営移譲者と同一世帯員となつ

ている必要はないのではないかと、このように思ひ
ます。そういったふうなことにかんがみまして、
特に本案がそのまま法律となります場合には、政
令で、Uターン後継者が特定譲受者になる場合が
多くなりますように、特段の御配慮をお願いする
次第でございまして。

それから、大分時間がたつてしまいましたが、
次は、農業生産法人の組合員または社員、いわゆ
る構成員で常時従事する者につきまして、厚生年
金法の改正によつて厚生年金加入者となり、した
が、いまして農業者年金の被保険者資格がなくな
る、こういう問題についてでございます。

この点につきまして、経過措置をいたしまして
は厚生年金法の方と農業者年金法の両方で一定の
手当てはあるわけでございまして、農業者年金法の
側の手当てをいたしましては、本案の附則第三条
にありまして、この点については一応賛意を表し
たいと思ひますが、しかし、このような経過措置
があるからこれでもう十分であるかといひます
と、やはりそうとはいひかねるという感じがいた
します。

経過措置はさておいて、いわば、最終的な姿と
いたしましては、農業生産法人の構成員で常時従
事する者が農業者年金加入資格を失います。した
が、いまして、このような人たちは立派な農業従事
者でありますけれども、農業者年金の経営移譲年
金を受ける可能性は完全にシャットアウトされ
ることになります。今までは農業生産法人という
ものが多くはなかったわけ、数の上ではネ
グlectしてしまつてもいいというふうな感じもあ
りかと思ひます。しかし、今後は大型の自立経営は
一戸一法人となるのが非常に多くなると思ひま
す。

また、自立経営が育ちにくいような地域、例え
ば山村、農山村などありますが、そういうところ
では、多くの場合、集落を基盤とした一集落一
法人なり、あるいは数戸一法人というふうなもの
が農業の担い手として育つていくでございしま

し、農政としてもそれを大いに育てていただきたいと思ひます。現に、パイロット的なものでございますけれども、例えば岐阜県上石津町の有限会社松ノ木農園、これは一集落が一有限会社に結集した例でございます。それから、これも岐阜県でありますけれども、瑞浪市大湫町の農事組合法人大嶺機械化営農組合、これは農事組合法人で第二号法人でございますが、こういったふうなものが、自立経営が育たないといひますか育ちにくいところで農業の担い手として頑張っているわけがあります。

そういうわけでございますので、やはり農業生産法人の構成員で常時従事者につきましても、農業者年金に加入する道が残され、そして経営移譲によつて経営移譲年金を受けられるという道を残していただければ大変ありがたいと思ひわけでございます。

なお、本案の四十四条の第二項第四号に、経営移譲年金の額は、特定譲受者に対するものはフルに出す、そうでない場合には四分の三になる、この条文でございますが、その中で、農業生産法人に対して有する持ち分の全部を特定譲受者に譲渡しないと農業生産法人の場合には年金がフルに出ないということになっております。しかし、この持ち分の譲渡というのはやはり財産権の処分でございますので、したがって、同じ特定譲受者に対するものであつても少し要件が厳し過ぎるのではないかと。

したがって、結論としては、私は、農業生産法人の構成員であり常時従事者である者につきましては、特定譲受者に対するものでなくとも経営移譲年金は一〇〇％支給するというところでよいのではないかと思います。

以上のような二点でございます。

失礼しました。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。

次に、加藤参考人をお願いいたします。

○加藤参考人 加藤一郎でございます。

私の専門は民法でございます、農業法直接と

いうことではないのですが、戦後の農地改革のときから農業法に関心を持っておりますので、きょう伺つた次第でございます。ただいまお話しになりました宮崎さんなどと一緒に農業法学会という学会をつくつて、人数は少ないのですけれども勉強しているというものでございます。

この農業者年金の問題、非常に素人にはわかりにくい問題で、私も理解するのに大分苦しんだ点もございますが、この問題を考えますのは、農業者年金の性質というものをやはり考えておく必要があるのではないかとと思つて、そこから始めることにいたします。

農業者年金が昭和四十六年から発足をいたしました、その基本的な考え方は二つあつたと思ひます。

第一は、一般の国民年金では内容が不十分である、そして、被用者年金である厚生年金あるいは共済制度などとの間に格差がある、農民も勤労者の一人であるので、被用者年金並みの老後保障、年金の保障を受けさせるべきである、これが第一の点だと思ひます。

それから第二の点といたしましては、農業構造政策の一環として農業後継者を確保する、相続による細分化の問題を防止するということのほか、後継者がいなくなるというのを引きとめる、それと同時に、経営移譲というのを促進することによつて経営者の若返りを図る、それによつて経営が近代化する。そういう意味での構造政策の一環としての意味を担つていたと思ひます。

この二つの農業者年金の目的といひますか性格といひますのは、今の農業者年金基金法の第一条に書かれてあるわけでございます。

なお、こういう制度をつくるについては、ほかのいろいろな制度、例えば西ドイツやフランスでも同じような農業者年金制度が行われている、あるいは我が国では、前から六十歳になると隠居といひことがこれは一部の農村の慣行などでも行われている、そういうことも関連している点があると思ひます。

こういう農業者年金の二重な性格といひものから見ますと、よく言われますように、農業者年金といひのは一種の政策年金である。つまり、専ら経済的な、保険料を積み立ててその中から年金を払つていくという一般の被用者年金とは違ひまして、政策的につくり出された年金であるといひことが言えると思ひます。

その政策年金といひことの第一は、先ほどの構造政策との絡みでございまして、農業経営者の確保、若返りを図るという点が政策年金といひことの第一の意味だと思ひます。

それから第二の意味としましては、保険料だけではとても年金を賄ひ切れない、被用者年金の場合には、労働者のほかに、それを雇っている事業者と申しますか使用者側がほぼ同額を出して、両方合せて年金になるわけですが、農業者年金の場合には、使用者、事業者に当たるものがないといひますか、そういうものの拠出が期待できない。

理論的に言ひますと、農業といひのは自営業でありまして、農民といひのは勤労者であると同時に経営者でもある、だから経営者の分も出せるのではないかと、理屈はそうございしますけれども、それを出せるだけの経済力は農業にないわけでございます。結局その分は国が面倒を見ざるを得ない、国の税金で出さざるを得ないといひこと

で、国庫補助が相当必要である。大ざっぱに言へば、半分は農民の拠出、半分は国が国庫負担で出すといひことにせざるを得ない。そういう意味で、純粋に経済的なものでない。そういう内容を持つていふという意味でやはり政策年金である。

先ほどの構造政策の点とあわせて、そういう二重の意味において政策年金であるといひことが言えるかと思ひます。

こういうことを一応基本的な理解といたしまして、今回の改正について考えてみたいと思ひますが、今回の改正の中心は、給付水準の改定と言ひれるものでございまして、これは率直に言ひますと年金額の引き下げ、二十年にわたつて段階的

に引き下げるという点と、それから保険料を引き上げるという点で、財政の再計算によつてその安定を図るということでございます。

その内容としては、一般の年金制度の見直しといひことが行われておりまして、それと歩調を合わせている。全体として老齢化が進みまして、とても今までの水準は維持できないといひことが基本にあるわけでございますが、それとともに、農業者年金として特殊の事情というか財政が困難になつたといひことがあつたと思ひます。

それは、一つは経営移譲年金の対象者が急激にふえたといひこととございまして、これは老齢化ばかりでなく、経営移譲年金を受ける者が、先ほどの使用収益権でも差し支えない、もとは所有権の一括移譲でなければいけないとされていたのが、昭和五十一年の改正で五十二年から適用になりまして、使用収益権でもいい。そして、先ほどから話のありますように賃借権でなく使用貸借権によるものが大部分である。全体農民の約九〇％が経営移譲の形で年金を受けている、そのうちの七〇％は所有権ではなくて使用収益権で移譲が行われている。その中には、司法書士に頼んで書類を書いてもらつて、そして安易に経営移譲の形をとつて年金を受けるといひ者がふえているといひことがあつたわけでございます。

それと同時に、保険料を納める被保険者の方も、兼業化が進むことによりまして被用者年金の方に取込まれる者が多くなりまして、結局農業者年金の保険料収入はむしろ減つていひつています。そういうことがございまして、農業者年金の特殊事情としても今までの水準は維持できないので、こゝで見直しが必要だといひことになつてきたと思ひます。

それともう一つは、国庫補助の形でございまして、拠出時の補助といひのはほかの制度にありまして、金額はそう急に減らすわけにはいかない、説明によりまして一割減程度でおさめるといひことですが、全体の三分の一の国庫補助を二分の一に

当分の間ふやすということが行われているわけでごさいます。そういうもの全体が五年ごとに行われる財政の再計算という形の中でほかの年金制度とあわせて行われたということだと理解しております。

こういう経済計算については私は全く専門でございませんで、話を聞けば、ああそうか、そうせざるを得ないのだらうということでありまして、計算の仕方をどう変えてもなかなかうまくい結論は出てこないもので、これはやむを得ないものであるというように考えるほかはないと思われまます。

それからもう一つの内容は、制度の合理化、適正化という点で、そのうちの中心になるのは、先ほどから議論になりました特定譲受者に対して五年間で年金に四分の一の格差をつける。これは譲った方の、つまり親の方に格差をつけるわけで、譲られた方は直接それに関係ないわけですが、だれに譲るかによって譲った方の年金に格差をつけるということ、ちょっとその間が必ずしもびつたり結びついてはいないという点が問題になるわけでありまます。

確かに、筋としてどうかという問題はあるのですが、一つは、これは原則としては譲り渡し、移譲をする側で選択の余地があるというところが、一つのそれを許す理由づけになるかと思いますが、基本的には政策としてそれが適当かどうか。つまり、先ほど申しました農業者年金の政策年金という性格からして、構造政策上そういうことが望ましい、サラリーマン後継者でなくて、本当に農業をやる農民に、第三者であれ、また後継者でも、農業に常時従事するといういわゆる特定譲受者に経営移譲することが望ましいということであれば、それを政策目標に掲げていくことは、政策年金としての政策上許されると思いますか考えていいのではないかと。そういう意味で、先ほど宮崎さんのお話でございましたが、私はこれもそれでやってみたらどうかという気がしております。

一つは、差をつけるという点でも、五年間で金額に四分の一の差をつけるということで、それ

ほど大きな金額ではない。これはもろ刃の剣みたいなもので、そう大きな金額でないから差をつけても別にそう既得権を侵害するということはないだろう、だからやってみたいというじゃないかというふうにも言われるのですが、逆にまた、四分の一くらいは差で一体これが誘導政策になり得るだろうかという疑問もないわけではございませんで。しかし、一つの政策としては考えられる行き方でごさいます。これはやってみたいかどうかというのが私の意見でございます。

そのほかの細かい点と申しますか、いろいろな点は、それぞれの理由があつて制度の合理化を図るということ、私もそういうものだろうと思うわけでごさいます。もう一つ、今後の問題としての点にちょっと触れますと、この経営移譲という点をどうやってとらえるかということがやはり一番基本問題であると思ひます。

農業構造政策から見ても、今のような、形の上だけで使用貸借で移譲をする、実体は何も変わらないで、そうして六十歳以上になった親の方が年金を受けるということではないだろうか、そういう基本問題でございませんで。

確かに経営移譲を所有権だけに限るのは狭過ぎるということと使用貸借を入れたわけですが、それが今形式的に流れているという点をどうやって今後考えていくかということが基本問題である。これは使用収益権を仮に貸借にしても余り——さつき税金の話も出しましたけれども、日本の実態としては、形を貸借にしても、賃料を余り払わないで、結局今までと同じ形で形式だけ貸賃借にする。これは父子協定とかそういう形の場合同も本当に給料を払っているかどうかという点は問題になるわけですが、どうも日本の経営の実態に根差している点がありますので、形の上だけでとらえることは甚だ難しい。

そうなる、結局余りうまい方法はないのですけれども、やはり経営移譲をどういう形でとらえるかということが今後の中心問題であらうと思ひれます。

そこで、全体として結論を申しますと、給付水準の改定、引き下げということはやむを得ない。それから、いろいろな改正点は政策年金という立場からしてこれでやってみたいかどうか。そういう意味で改正案については賛成ということでごさいます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。

次に、森実参考人にお願ひいたします。

○森実参考人 農業者年金制度の実施機関を預かつております立場から、現状、問題点、改正案について申し上げたいと思つております。

まず、現状でございます。

ようやく農業者年金制度も定着してきております。ある意味では成熟段階に入っていると言つて過言でないと思ひます。

加入者数について見ますと、関係者の御努力で実は昨年度も新規加入者数は三万人を確保することができました。しかし、加入者から受給者への移行数が非常に多い。そういう意味で、全体としては加入被保険者数は減少傾向にございまして、現在では九十万人を若干下回るという水準にまでなつております。

他方、年金給付を見ますと、受給者数は年々増加しております。現在では経営移譲年金が三十七万人以上、老齢年金も十七万人以上の者が給付を受けている状況になっております。平均年金額も、受給者の加入年数がだんだん伸びてきておりますことと、物価スライドの年金額改定によつて相当な水準に達しております。例えば六十五歳未満の者に支給されます経営移譲年金の月額額は、現在では五万三千円という水準にまでなつております。

問題になります経営移譲率でございますが、これは制度発足当時は四割未満程度を一応見込んでいたということでございませうが、現在は、経営移譲要件の大幅な緩和、端的に申しますと、後継者に対する使用収益権の設定による経営移譲を認めるという措置を背景といたしまして大幅に上昇

いたしました。現在では九割という移譲率になっております。

なお、年金業務につきましては、このほか農地の買入れ、売り渡し業務、農地の買入れの資金の融資、さらに安定農業農家等で農業者年金の対象とならない方々に対して、農地等の譲り渡しによる経営移譲についての離農給付金の支給等の業務を行つておりまして、それらの事業もそれぞれに著実に一定の成果を今日上げつつあるわけでごさいます。

そこで、問題になります財政事情について若干述べさせていただきます。

経営移譲率の大幅な上昇等によります年金受給者の急速な増加という問題、もう一つは、数次にわたる物価スライド等によります年金支給額の年々の増大、それからもう一つは、加入被保険者数の減少傾向もありまして、非常に大きく変化しております。

昭和五十九年度末で申しますと、私ども基金が預かつております年金資産額は五千七百七十二億円でございまして、当面の年金支給には支障のない数字でございませう。しかし、単年度収支で見ますと、例えば、従来は六百億とか七百億という大幅な黒字になっておりましたものが、五十九年度は二百六十九億円の黒字というところまで圧縮されてきております。早晩単年度収支は逆転いたしまして、年金資産の取り崩しを考へていかなければならない状況にあるということでごさいます。

次に、この制度の運営に当たりまして問題になる点や課題等について若干申し上げてみたいと思つております。

まず一つは、加入の問題でございませう。私どもといたしましては、農業構造の改善に果たす大きな役割、さらに制度の長期的安定という観点から、五十六年度以降業務運営の最重点課題として未加入者の加入促進を積極的に行つております。ある程度重点地域を設け、さらに後継者に焦点を合わせる等の措置をとり、また関係者の御尽力によりまして、先ほど申し上げましたように五十

九年度は三万人の新規加入を確保できたわけですが、五十九年度末の加入率は八〇〇程度でございまして、なお二十万人を超える未加入者が存在しているものと見られております。

私が申し上げるまでもなく、農業者年金制度は世代間の相互扶助を前提として成り立つというところが基本でありますので、これからの従来に増して加入の促進が重要な課題となっております。その意味で、本制度の役割、農業者にとつての相対的な本制度の有利性、さらに加入資格の拡大の道も講ぜられたこと等について積極的なPRを行いまして、強力に進めていかなければならないと思っております。

次に、この制度によります構造改善の促進という視点について申し上げます。

経営移譲は、制度発足当時の見込みを先ほど申し上げましたように大幅に上回っておりまして、十人のうち九人の方までが年金の受給を受けられるという事態になっております。この制度は、いわば単独相続の実現への誘導と申しますか、要するに保有する農地の細分化の防止ということ、それから規模拡大という問題、経営の若返りという問題、そういった構造政策上の重要な役割を果たしているわけですが、問題は、後継者移譲につきましても、譲り渡しを受けた後継者の約半数がいわゆるサラリーマン後継者であるということから、このような経営移譲について政策年金としてどうかという批判があることは事実でございます。私も、サラリーマン後継者であっても農地の保有の細分化の防止という観点、若返りの促進という観点から効果は十分に確保されていると考えられますけれども、やはり構造政策の観点から今日の財政状況のもとで一層の効果を発揮していくためには、農業者年金の加入者等農業に専従する者に集中するような誘導が図られることが必要ではないかと見ていただいております。

もう一つ、業務を実施していく上での課題がございまして、それは業務の適正かつ円滑な運営の実現という問題でございます。

端的に申しますと、特に経営移譲につきまして、その件数が著しく増大して農村社会に定着してきていることは先ほどからも申し上げておりでございますが、必ずしも十分な経営移譲の実体を見備していないと見られるものも間々散見されるわけでございます。この制度は構造政策の重要な一翼を担うものであり、またそれゆえに高率の国庫補助も付せられている制度でございますので、やはり実体に見合った適正な経営移譲が実現されるよう、今後さらに指導等を強化していくことが必要ではないかと思っております。

また、基金の業務は、その性格上、被保険者及び受給者と長期にわたって密接に関係するものでございまして、私もそういう観点からも、被保険者の資格の確認、管理の問題、保険料の収納や経営移譲年金の裁定の問題、さらに離農給付金の支給や買入れ資金の貸し付け等につきましても、業務の的確かつ円滑な運営が重要であると考えており、これからは、基金といたしまして、また業務受託機関である農業委員会、農業協同組合等を通じても、一層の業務の適正かつスムーズな運営ということには努力していかなければならないと思っております。

最後に、今回の改正案につきまして若干の所見を述べさせていただきます。

まず、中心になります給付と負担の適正化という問題でございます。

給付につきましては、いわば今回の年金制度改革の一環として行われました厚生年金保険制度の改正との関連での見直しということが当然問題になると思っております。同時に、農業者年金財政の独自の立場からの対応ということも、先ほどから申し上げましたような事情から必要になってくることは事実だろうと思っております。

加入と給付という点を頭に置きまして、まず加入という点から考察してみますと、高齢化社会への移行、特に農村社会においてはそれが先行している事情、兼業化の進展という点を考えます

と、相当の努力を払ひましても、加入被保険者数はなお当分の間減少が続いていくことは避けられないと思っております。

それから、給付という点から見ますと、まず経営移譲年金の給付でございますが、制度発足当時の十人中三、四人程度と見込まれた経営移譲率が、現在では十人中九人までが年金給付に結びつくようになってきています。受給者数は年々当然増加するわけでございますし、物価スライド等を通じまして既裁定者の受給年金額も年々増加しております。これらのことは、当然農家の方々にも喜ばれておりますし、また、実際こういう実態を持つたゆえに幅広い支持を受けて農村社会に定着してきていると言つても決して過言ではないと思っております。しかし、このことが反面において農業者年金の財政を厳しい状況に置いているということもまた否定できないわけでございます。

私は、いろいろな議論がございしますが、ここまでは定着、成熟いたしました本制度の枠組みなり実態を今後とも維持していくことは、いろいろな点を考へて妥当な選択と考えられますが、それだけに、長期にわたつて安定的な運営を確保していくためには、給付と負担の適正化はどうしても避けられない措置ではないかと考えているわけでございます。

もう一つここで頭に置いていただきたいと思

ますことは、給付と負担の関係でございますが、これは国民年金でも同様なわけでございますけれども、制度発足当時の経過措置として、年金受給資格期間の短縮と加算の優遇措置が講ぜられていたことは御案内のとおりでございます。現在の既裁定者である三十七万人の方々や近く支給を受ける昭和一けた生まれの方々は、まずこの優遇措置を受けておられます。これは率直に申し上げて、後代の農業者に負担が及ぶことではございませうけれども、やはり戦中戦後の歴史やあるいは制度発足の沿革を考えると、後代の若い農業者の方々にも御理解をいただけるものと考えておりますし、そのための努力をしていかなければならない

と思つていただ

以上諸点を踏まえ、かつ今日の厳しい財政状況を考えますと、また、基本的には他の年金制度に見まけん高率の国庫補助の枠組みがとにかくほぼ維持されているということを考えますと、今回の改正案によります給付と負担の適正化の措置はやむを得ないものではないかと考えているわけでございます。

第二は、農業構造の改善を一層促進する見地から年金額に差を設ける措置についてでございます。

この件につきましては、識者の間にも関係者の間にも意見がいろいろ多岐にわたつておるということは事実でございます。しかし、やはり構造政策を担う政策年金といたしまして、経営移譲についてできるだけ農業者年金加入者等農業に専従する者に集中するような誘導が図られるということは望ましいことではないかと思つてございします。今回の改正案を見ますと、こういった基本的な姿勢を貫きながらも、同時に関係者等の強い要望ということも頭に置きまして、いわゆる差額もかなり圧縮されておりますし、特に強い要望がございました衡撃緩和措置と申しますか、経過措置も講ぜられているという点を考えますと、私どもとしては妥当なものではないかと思つております。

なお、このほか、私も実施機関の立場から関係者の改善要望を踏まえまして主務省にお願いしてきまして諸事項につきましても、制度のねらいとか仕組みの制約、あるいは年金の財政事情等から、必ずしも全面的に取り上げられたわけではございませうけれども、いわゆる経営移譲年金の受給者が短期間に死亡された場合に死亡一時金を遺族に支給する措置が講ぜられたり、あるいは六十歳以降の任意加入制度が創設されたり、さらに農業者老齢年金につきましては、六十歳に到達する以前に被保険者でなければならぬという厳しい要件が緩和されまして、農業経営主であればよいということになった点、あるいは物価スライド

を本則に明定された点等は、加入者にとりましても受給者にとりましてもメリットをもたらすものとして前進だろうと考えているわけでございます。

今回の改正案につきましては、関係者の方々の御尽力によりまして、厳しい状況下ではありますけれども、基本的な枠組みが守られると同時に、将来に向けて制度の運営を安定させるための措置も講ぜられ、その礎石もつくられたと思っております。また、懸案事項につきましても、必ずしも十全ではありませんけれども、ある程度まで前進、解決を図り得たものと評価しております。その意味におきまして、この法案の早期成立をこの機会に心からお願ひ申し上げたいと思ひます。

私も農業者年金基金といたしましては、加入者、受給者、さらには未加入者を含め、十分な理解と積極的な協力を得るためのPR活動につきましまして、今後精力的に実施いたしまして、農業者年金制度の円滑かつ適正な運営に今後とも努力してまいりたいと思ひます。

以上をもって私の意見とさせていただきます。

(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○今井委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田名部匡省君。

○田名部委員 参考人の先生方には大変貴重な御意見を賜りまして、お忙しい中に本委員会に御出席いただきまして、お忙しい中に御礼申し上げます。

最初に森実参考人にお伺いしたいのであります。先ほどの御説明の中で、加入促進をやっているけれども、未加入者が二十万人とも言われておる、こういうことでありますが、私も、この種の年金制度というものは加入者がなければ制

度の存続はあり得ないというふうに思っておるわけでありまして。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

したがって、極めて重要な点でありますのでこのことをひとつお伺いしておきたい。先ほども、積極的にPRをいたしております、こういうことでありますが、具体的にどのような方策を講じておられるか、あるいはまた、若い人の加入というものが大変重要だと思ひているのであります。か、さらに、農業者年金基金あるいは農協委員会、農協等がどのような役割を分担して加入促進を行っているのか、この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○森実参考人 先ほど申し上げましたように、二十万人の未加入者があると考えるわけにはならないと思ひます。

そこで、進め方といたしましては、市町村によって非常に加入率に差がございますので、重点市町村の区域を定めまして加入の促進を考えたいと思ひます。それからもう一つは、やはり対人的に重点を定めて加入の促進、勧奨を図ることが必要だろうと思ひます。そういう意味におきましては、後継者加入の問題、四十歳に近い方、加入期間の通常の限界に近い方に特に重点を置いて加入促進を図ってまいりたいと思ひます。

具体的なPRの仕方といたしましては、農業者年金制度の果たしている役割、今回の改正の内容なりその背景というものをまず理解していただきながら、相対的に農業者年金制度の持っている有利性というものを農家の皆さんに訴えていくことが非常に重要だろうと思ひます。

さらに、御指摘のございました具体的な進め方の問題といたしましては、実施機関であります農業委員会及び農協に第一線に立つて加入の促進を働きかけていただくことが基本だろうと思ひますが、当基金といたしまして、あるいは原

進を図っていく必要があると思ひます。このために、特に本年度は実行予算上特別の経費を計上いたしまして、PRということに業務の重点を振り向けていきたいと思ひます。

なお、具体的な進め方といたしましては、特に後継者加入の問題につきましては、やはり年金裁定時における加入勧奨という問題については非常に成果も上げておりますので、重視してまいりたいと思ひます。

○田名部委員 今後の農業者年金制度について、被保険者数、受給者数の動向を考えてまいります。年金額と保険料とのバランスをとるというところが私は大変大事な点だと思ひます。

どんな制度をつくっても一〇〇%全体を満足させるということとはなかなか難しい。確かに農業者の皆さんに喜ばれることは、一方においてはどこかで負担が非常に多くなる、そういうことをやらないと。それから制度そのものが崩壊をしていくというところから考えますと、何人かの先生方もやむを得ない措置だということでは、これは、いろいろな方々が苦勞されて長期安定的に制度を持続していこうとするところから妥協点を見出していかないといけない、そういうところでやむを得ないというお話になったのだらうと思ひますが、このバランスをとることが非常に大事だ。

今回の改正は、農家の負担能力を考慮しつつ給付と負担のバランスを図った、しかも年金財政の安定という点もまた図らなければならぬ、そういうふうな私どもは評価しておるわけでありまして、その点についてのお考えを承っております。

また、もう一つは、農業者年金について政策年金としての性格が強過ぎるという意見がこの委員会でもたびたび委員の方から指摘がありまして、したがって、老後保障の面が十分ではないかという御意見が非常に強かったわけでありまして、この制度が国民年金の上乗せ年金として、一般の自営業者の中で農業者だけに設けられたとい

うことはやはり特徴のある点であらう。現在の農政の中で農業構造の改善を図ることが重要であることなどを考えますと、政策年金としての性格を明確にしておかなければならない。

私もわずかに、七反歩であります農地を持っておりまして、相続問題で、都市近郊の農地だったということもあります、これが相当山村地帯にあれば相続問題も起きなかつたと思うのであります。が、やはり地価が非常に高いこともあって、兄弟にそれぞれ分割する、兄弟たちはみんな家を建てて住まいをするということで、日本の農業は規模拡大であると言われながらも、実態としてはなかなか規模の拡大ができていない。そういうことを考えますと、政策年金としての性格を明確にして制度の安定を図っていくことが重要だ、私はこう認識をしております。この点についてひとつ森実参考人のお考えを伺いたい。

○森実参考人 御指摘のございましたように、年金制度を枠組みとして維持するためには、収支の均衡をどう図っていくかという問題がやはり基本論だろうと思ひます。年金制度未加入者の御意見を伺うと、まだ早過ぎるから加入しないんだという御意見が実は一番多いのでございまして、一部には、果たして農業者年金制度はうまくいくのかという不安もあることは事実でございます。この不安を解消していかねばならないという点も私も私どもに課せられた重要な課題であり、そのことの基本は何かといつてもやはり収支の均衡だろうと思ひます。

年金制度は、ただいま御指摘もありましたようになかなか難しい問題でございます。農業者年金制度自体につきましても、経営移譲率の問題であるとか、余命が変わってきている問題とか、あるいは平準保険料について絶えずどうしても積み残しが残らざるを得ない経過措置があつたという事情、さらに物価修正の問題、さらに、将来は解消していくであろうが、いわゆる制度の創設期における経過措置で優遇を受けた方々の問題、そういういろいろな問題があるわけでございます。

す。

そういう意味においては、絶えず現実に即して年金財政を長期に均衡させるための見直しを行い、制度の手直しを行うことは、年金制度の枠組みを維持するためにはどうしても避けられない里程であると思っております。今回の改正も、そういう意味において従来以上にならぬ突っ込んだ取り組みをされたという意味において、私どもも評価申し上げておるわけでございます。

次に、政策年金としての物の見方でございます。先ほどもいろいろ議論がございまして、経営の若返りという問題あるいは規模拡大という問題以上にこの年金制度が果たしている重要な機能は、今日の憲法なり民法の体制のもとで、あるいは国の行政のもとで、どんな農地の価格が上昇してくると、絶えず分割相続の危険があるわけでございます。いわば農業年金制度は、おやじさんが、移譲者が六十歳になったとき後継者を決めて、その後継者が二十年なり何年の実績をつくって、そこで次の段階において単独相続につなげていくという意味においては、構造政策の原点としての役割を果たしていると思っております。

まさに農業年金制度は御指摘のように国の上乗せの政策年金であるというゆえには、そういった幾つかの構造政策課題を果たしているところにあると思うわけでございまして、このことは今日の状況のもとでは関係者の皆さんにも広く理解されてきていることではなからうかと思っております。

○田名部委員 どうぞ、規模拡大を図り、後継者の育成を図ることが日本の農業のこれからの進む道だということであれば、これを補完的に、そして農家の皆さんが積極的に参加できるように、特段の御配慮をいただきたいと思っております。

【島村委員長代理退席、委員長着席】

十五分という時間でありまして、最後に池田参考人にお伺いをしたいと思います。先ほどの御説明の中にも、今後さらに国庫助成の道を

ぜひ、こういうお話がございました。

サラリーマンの後継者に経営移譲をした場合に年金額に差を設ける措置が講じられているわけですが、先ほどの説明の中でも、いろいろ問題はありますけれども政策年金の性格上やむを得ないというお話でありました。この点についてはいろいろ議論があったと思われまして、この措置については一定の経過措置も講じられているわけでありまして、農村において受け入れ可能な措置だと私は思いますけれども、何といったって、農家の皆さんが本当にこの制度はいい制度だということになれば、これが基本でありますから、私ども実態をよくわからないままにここで議論したりしていることが間々ありますので、その実態を一番よく御承知されております池田参考人に、これが本当に農家の皆さんに受け入れられる措置なのかどうか、この点をお伺いして終わりたいと思っております。

○池田参考人 ただいまの御質問に関連いたしまして、私も、もし国の財政その他が十全に許されるならば、いわゆるサラリーマン後継者に差をつける——これは今までついてないのですから、農業者はみんな拒否反応を示すのは当然だと思っております。先ほど来申し上げましたように、今の年金の枠組みの中でこれを安定的につないでいく、なお政策年金へ若干でもシフトをする、こういう視点に立ちますと、十分な経過措置を我々は強く政府に要望をしております。その辺が二十分の一、五年間ということでは、それほど大きな差ではないということでは、個人は、将来的にはこの辺は構造政策との絡みでどうするかということをもっとしっかりと考えるべきだと思っております。当面こういう経過措置で行われる、これくらいならば先ほどの加入促進その他の問題につきましても、全体として年金を守ろうという姿勢の中で農業者に対するPRはぎりぎり限界としては可能ではないかというところで、政策年金の研究会の委員といたしましても私は賛成をしたものでございまして、またこれから年金を守りながら加入者の促進をす

る、その辺の接点を含めまして私はやむを得ないというふうにしており、この点を了承しておる、こういうことでございまして。

○田名部委員 時間が限られておりまして、宮崎参考人、加藤参考人に対する質疑ができませんでした。どうぞ御了承いただき、こう思っています。

きょうは本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○今井委員長 次に、上西和郎君。

○上西委員 大変お忙しいところを私たちの委員会のために御出席いただき、大変ありがとうございます。御発言をいただいた順に、四人の参考人の方々に簡潔にお尋ねをしたいと思います。

まず、池田参考人に率直にお尋ねをします。

加入がなぜ伸びないのか、この理由をすばりお答えいただきたいと思うのです。

○池田参考人 とかく年金の問題は、将来これは安定して続くかどうか、こういうような不安が常に農家にある、背景にはそういう問題があると思っております。しかし、これはそうであってはいけません。その辺のPRが十分できれば、未加入者の加入促進は、今後も続けますが、かなりその成果は上がってくるのではないかと、また上がらなければならないというふうに私は考えております。

○上西委員 次に、具体的な給付条件といいますが、内容について二つだけお尋ねしたいのです。一つは、あなたが先ほどの御発言の中で要望しておいた、他の年金の加入のいわゆる通算問題です。ね、農業団体の役員の間が認められた、こういうことで評価をなさったのでありますが、私たちは従来、そういったものを含めて、平たく言えば誘致企業、進出企業に働く、その企業が諸般の事情これあり閉鎖、撤退した後、その間の厚年加入期間が認められないためにどうしても年数が足りません、こういう方々を救済する意味での期間通算であります。これが今度入ってないのです。

極端に言うとも農林団体の役員のみが通算は認められる、この点についてはどうお考えか。

もう一点は、寡婦年金的なものはどうか。いわゆる経営移譲年金をもらわないままにお亡くなりになったときに、国民年金の寡婦年金と同じ発想で農業者年金の寡婦年金はどうかと、創設を我々はおかれて議論しているところでありまして、この二つについてどのような御見解をお持ちか、池田参考人にお尋ねしたいと思います。

○池田参考人 年金を充実していく意味におきましては、経過措置をできるだけ幅広くとるということは、我々も強く要望しております。今回その辺の問題が若干は改善されましたが、まだ問題は残っております。ただ、工業導人等そこへしばらく働きに行ったら、それがつづれるとあるいは廃止になる、したがってまたもとへ戻る、その間を経過措置として認めたらどうか、こういう御意見のあることは承知いたしております。その辺の問題も確かに必要な措置だと思っておりますが、私は、それよりもっと一般的な形でこの経過措置がとられればよいのではないかと。しかし、この辺はやはり一遍にはいかない問題でございます。今回若干そういう問題がいろいろな面で配慮されましたので、やむを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。

それから寡婦年金の問題は、やはり農業団体としては従来から要望をしておる問題でございまして、これはそのまま認められておりませんが、今回若干それに関連する問題で前進をされた、この辺からひとつ今後の問題を前進させていったらどうかというふうに考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

では、引き続き宮崎、加藤両参考人に同じお尋ねをしたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

実は私は浅学非才にして法律は余り詳しくないのですが、とかく農業者年金を収支のバランスで議論することに大変強い抵抗を感じておるのです。なぜか。佐藤榮作総理が諸君に厚年並みの保障をすと言って、一国の総理が大見えを切

り、公約をなさったことが農業者年金として具現をされたわけですね。やはり私は、日本国の、政府の責任だと思ふのです。それを、加入がどうの、給付がどうの、財政的なことがどうのということ、まさに「羊頭を掲げて狗肉を売る」と言つてよいような改悪といましようか、これを導入されることについて私は強い抵抗があるものですか、法律的な立場で、一国の総理が約束をしたこと、その実行の拘束力といましようか、そうしたことについて、この改定と絡んでどのような御見解をお持ちか、両参考人にそれぞれ御所存を承りたいと思ふのであります。

○宮崎参考人 ただいまの御質問はささか私の専門とは離れる感じがいたしますので、御満足のいくようなお答えができるかどうか疑問でございますが、時の内閣総理大臣であられた方がお約束をなさった、これは政治的な約束でございます。そして、その約束を果たすかどうかは政治的な責務であるといふように考えます。

法律問題になりますと、そのような約束に基づいてこのような法律ができた、そしてその法律に基づいて既に具体的な権利を得ている方に、後から法律の改正によってその権利を奪う、これは既得権不可侵という原則に触れると思ひますので、それは法律的にできない話である、このように考えるわけでございます。ただし、どの部分が既得権と言えるのか、どの部分はそこまで言えないのか、この辺の判断はかなり微妙なところだと思ひます。

これで失礼します。

○加藤参考人 宮崎さんと同意見でございます。

○上西委員 ありがとうございます。

森実参考人にお尋ねします。

あなたは、かつて農林水産省の要職にあるとき、農業者年金を改善しようと火と燃ゆる情熱で事に当たられた方であり、今の日本の政府内から見たときに最適任の理事長だと私は高く期待を申し上げます。ところであります。

まず最初に、極めて具体的な数字であります

が、障害の状態になつて農業者の経営移譲年金を繰り上げて受給されている方の数並びに年齢等について、データを御示しいただきたいと思ひます。

○森実参考人 数字の問題なので、ちょっと今調べさせていただきます、今ここに持ち合わせておりませんので。

○上西委員 ざっくりばらんに言つて、すぐ出ますか。

○森実参考人 ちょっと時間をいただきまして、電話で照会させていただきます。

○上西委員 森実さん、あなたに大変厳しいことを申し上げるようですが、農業者年金の一番の魅力は、経営移譲年金なんですよ。そうでございます。そして、かつ、経営移譲年金の特色は、加入年数さえ満たしておれば、障害の状態、ざっくりばらんに言つて国民年金の障害年金の二級、二級を受給できるような状態になつておれば、年齢が幾つであろうとその時点で、五十四であろうと五十五であろうと経営移譲年金を繰り上げて受給できる、こうなつております。そのことのデータが即座に出ないところに、私はいささかの戸惑いと不満を覚えるのであります。そのことがなければ加入者に満足を与えられないでしょう。

あなたは先ほど、鋭意努力を以て三万人加入をさせた。私は選挙区でも聞いております。森実さんが全国をわたり履き歩いて大変な御努力をなさつていらっしゃる、ああ本当にいい方に理事長になつていただいたと、私は心ひそかに感謝をしております。しかし、その一番肝心の魅力あるところの数字がばつと出ないところに、私は本當に若千の問題を覚えるのであります。

したがいまして、今度の改定についても、先ほどあなたはお立場上、はっきり言つて苦しい御見解の表明がありましたけれども、本當に農業者年金に加入者をこれから結果していこうとすれば、現在持っている農業者年金の長所、これを大胆にPRをする、現にこういう状態がある、人工透析の方はこうしてもらつて、脳溢血で倒れた人

はこれだけいる、こういうものを示すことによつて加入は伸びていくのじゃないでしょうか。そうした点について、数字は間に合わないけれども結構でございますが、やはり御見解をいただきたいと思ふのです。

○森実参考人 これからの農業者年金の加入の確保という点に当たりましては、一つは農業者年金の果たしている役割、それから国庫補助とか、いわゆる事務費の負担がないという事情や、物価修正という仕組みが仕組まれて実績も上げていっている点、そういった点を理解していただいて加入の確保に努めることが重要だろうと思つております。

先ほども申し上げましたように、いろいろ調べてみますと、加入がいま一つ進まないという重要な理由をアンケートをしてみました、一つは、先ほど申し上げたようにまだ若過ぎる、もう一つは、それから入りたという意見が圧倒的にございまして。それ以外に、数は少ないわけですがいろいろの意見もありまして、その中には保険料の問題もあるし、それから恐らくその他の中には、今先生御指摘がございましたような点もあるかと思ひます。そういった点は、各県の協議会等でお話をよく伺ひまして、今までと違つた形で、いわゆる一つ一つ要望なり疑問に答える形でPRの組織化ということ、特に今回の制度改正に当たつては留意してまいりたいと思つております。

○上西委員 私は、日本農業の前途を考え、そうした立場から農業者年金は本當に幅広い多角的な視野で見る必要があると思ふのです。ざっくりばらんに申し上げて、今度共済年金の改定が国会に付議されようとしておりますが、恩給制度から通算百年以上はさしたる改悪はなかったわけですね。厚生年金もでき上つて四十年を超えてから初めて大なたが振るわれようとする。国民年金だって二十五年たつてからでしょう。農業者年金だけが十五年そこそこで、何か年金統合法が出たら待つてましたとばかりに改悪を一気に押しつける。

とりわけ特定受給者との格差導入などは、まさに加入してきて同額の保険料を納めてきた者にとつてはペテンにかけられたといつてもいいようなショックを与えるのじゃないでしょうか。その経過措置の年数がどうの、比率がどうのじゃないのです。おれの年金が削られるのだ。ようやくの思ひで息子を帰して、サラリーマンだけれども三年の後継者の資格であるぞ、こうやっていられる方々にとっては大変なことだと思ふのです。これはまさに為政者の責任だと思ひます。

そうした意味合いで、私は今後の加入促進その他、森実さんの御発言を高く評価しながらも、なおかつこの格差の導入、そういった点についてあと一つ、ずばり参考人として、とりわけ格差導入について農業全体に対する影響などについて御見解をいただきたいと思ひます。

○森実参考人 必ずしも御指摘のような意見では私ございません。まずおおびしななければいけないと思ひますが、私もこの問題はなかなか難しい問題だと思ひまして、かなり幅広く識者の方々やそれから関係者つまり農業者の関係者の方々の意見も聞いてみたわけでございます。

結局、この格差を設けるかどうかという問題は、一方においては、年金財政の立場からいけば、保険料をどう見るか給付水準をどう見るかという問題自体にも大数法則上かわわりを持つてくるわけでございます。そういった視点も踏まえていろいろな御意見を伺つてみますと、冒頭申し上げましたように、識者の中でも、構造政策純化論から極端なことをいへば切り捨て論もあるし、それから少なくとも半分以下にしろという議論も有力にあったことは事実でございます。それから関係者の中でも、実はこれは農家の兼業の姿が地帯によって非常に差があるものだから、地帯によっておのずから保険料や給付水準との絡みにおいて御意見が分かれてくる、県によって非常に差がある、ニュアンスに差があるということは事実だということを確認をしたわけでございます。

私は、やはりそういった御意見なり実態を踏まえて判断いたしますとき、また、本制度が構造政策手段として重要な役割を果たしている政策年金であることを考えると、先ほど加藤先生のお話の中に、四分の一のカットでは効果が上がらないのではないかと逆の見方もあるという御指摘もありましたけれども、やはり余り極端な格差を設けないで、しかも、その格差を設けるについては、農業者の皆さんから強い要望のあった調整緩和措置を講ずることが一番現実的な解決ではないか、こういう制度でございますから、あちらを立てればこちらは立たずという、本質的にすべてがトレードオフの関係にある要素がたくさんあるわけで、一つの名案は一義的ではないわけでございまして、そういう意味では、その二点については私もなにより行政にも、立案者である役所の方にもお願いしてきたつもりでございます。

幸い、役所の方の御尽力で、格差四分の一で五年間の経過措置になったということで、いろいろ理屈はあるが現実的な妥協な処理ではないだろうか、そういう意味では評価をしております。

○上西委員 大変ありがとうございます。

四人の参考人の皆さんに改めてお礼を申し上げ、いただきました御意見を今後の法案審議に生かしていく、この約束を申し上げ、終わらせていただきます。

○今井委員長 次に、田中恒利君。

○田中(恒)委員 参考人の皆さん、お忙しい中、貴重な意見をありがとうございます。

日ごろいろいろ考えさせられております点を二、三御質問として申し上げて、なお御意見を賜りたいと思います。

まず、池田参考人は全国農業会議所で、ある意味では最も近代的な日本農業のあり方を描かれていらっしゃるわけですが、私はいつも思います。この農業者年金だけではありませんが、農業者年金の場合は組合員資格であります。この組合員資格というものを絶えず農地で縛っておる、五十七パーセント以上当然加入、三十七パーセントから任意加入、三十七パーセントから任意加入

入、こういう考え方で臨んでおるわけでありまして、つまりこの農業者とは何ぞや、こういう概念規定について、一体、これでいいのかどうかという問題であります。これからの日本農業の展開の過程で、必ずしも農地にこだわらない農業経営というものが続出してくるのではないかと、そういう点も踏まえて、この組合員資格について、今すぐどうしようということではないかもしれませんが、どうしようとお考えか、改めてお尋ねしておきたいと思ひます。

○池田参考人 この制度は、当面の姿としては農地を基礎として農業者の概念規定が行われておる、今先生お話しのように、今後の日本の農業におきましては、必ずしも農地の面積に依存をしないで立派な農業経営を行う、こういう業種もだんだん成長していることは御案内のとおりであります。

そういうような関係から、農業をどういうふうに概念し、この農業者年金を将来の展望としてどうするかということは、私も先生の考え方と同様に、やがてやはりそういう問題を含めて、この年金制度の枠組みを相当幅広く解決していくということが必要ではないかというふうに考えております。

○田中(恒)委員 時間がありませんから、御意見だけいろいろ聞いておきます。

これに多少関連するわけですが、この際、法律という立場で、宮崎先生、加藤先生にお尋ねをしておきたいと思うのですが、これは婦人の年金権に関する問題であります。

つまり、この農業者年金は、実態としては九六パーセントが男子でありまして、四パーセントが婦人です。しかし現実には、日本農業というのはまさに婦人労働によって支えられておるというのが実態であります。しかも、一農家に経営主が一人、こういう概念というか、法律的に、農家単位で経営主というものは土地の所有権者が一人、こういう考え方がなっております。しかし、現実には、特に専業農家でありまして、専業農家の中には、主人は

米をつくっておる、奥さんは蔬菜園芸専門にやっています。これは一つの経営権者であると思ひます。私に思うのです。だから、そこへ土地の所有権というものをやれば、これは当然加入の条件があるということになるんだと思ひますが、その辺が、実態的には婦人に対する組合員資格というものがどうも動いてないわけでありまして。

今度の年金改定が、厚生年金、国民年金通して婦人の年金権というところを三本の柱の一本にしておるわけでありまして、これを受けて農業者年金が、前々から婦人の年金権の問題が議論されておったわけでありまして、この点について法律的にいろいろこの年金を外から見たいというふうな機会に御意見をいただきたいと思ひます。

○宮崎参考人 ただいまの御質問の婦人の農業者年金加入資格についてでございますが、この点につきまして現行法律の枠組みを前提とした上で考えますと、ただいまの先生のお尋ねのような場合、例えば御主人が米麦の部門をやり奥様が蔬菜園芸なら蔬菜園芸を専らやっている、こういうふうな場合に、御主人がその家の農地全部の所有者であれば、現行法では御主人だけが加入できるということになっておるわけでございます。

そこで、これを改善するためには、御主人から奥様が経営する部分につきまして使用収益権の設定を農地法の許可を受けてやる。そうしますと奥様が、その場合は使用収益権の設定ですから、農地について使用収益権に基づいて耕作または養畜の事業を営む者ということになりますから、そうすれば加入の余地は出てくると思ひます。どうも、今まで何か一世帯一人主義というふうな何とはなしの感情と申しますか慣習といいますが、そういうものがございまして、今のようにならぬ中で例えば御主人から奥様あるいはお父さんから息子さん、そういうぐあいに使用収益権の設定をする例が余り多くないようでありまして、私はそれは太いに進めてよろしいのではないかと、いうふうに考える次第でございます。

○加藤参考人 この夫婦の関係はなかなか難しいと思ひますが、法律よりも、今の農家の実態としまして夫婦共同でやっているというのが普通でありますし、それからまた、夫が年金をもらえば妻もそれで共同の家計でやっていくというのが普通です。ので、一般の場合はそれで済んでいくのではないかと。

それをまた分けるとなると、これはなかなか面倒になるのじゃないかと思うのですが、問題は、夫が死亡したり離婚したような場合にどうなるかということ、その点は何か考えなければならぬのだからと思うのですけれども、これはほかの年金とかそういうものについても似たような問題がございまして、それと農業者年金はまたちょっと違う点もあるものですから、今どうしたらいいか私も答えがないのですが、そういう問題は今後考えなければならぬというふうに思っております。

○田中(恒)委員 森突さん、これはあなたのところですね。法律的には専業農家の場合はそういう処置ができるということだと思ひます。けれども、実際には余りそういう示唆に富む御指導をされておるようにも思われぬし、専業農家の主婦はできない、ともするとこういうふうな理解をされておる節が多いわけでありまして、加入者をふやしていくということになっていくと、跡取りの問題もありまして、私は、婦人が農業者年金にどういう位置づけになるかということが非常に大きいと思ひます。それはどういうふうな考えたらいいでしょうか。

○森突参考人 農業者年金制度の基本的枠組みから考えまして、土地の権利名義に着目した加入ということにならざるを得ないだろうと思ひます。その場合、問題は、一つは今御指摘のありました果たして一農家一世帯というふうな考えかどろいかという問題があると思ひます。これは論理的には私も、法律は、一世帯が二つの経営に分化したしまして、その分化が客観的に明白に確認されて、それぞれの分化された独立した経営が加

入要件を満たしているならば制度的には否定して
いないだろうと思います。

ただ、問題は、私、非常に難しいと思いますの
は、果たして土地の名義以外に、そのほかの生産
手段とか収入、所得、それから支出、そういった
すべてについて区分ができる実態があるかどうか
ということも一つあるでしょうし、それからもう
一つは、そういった加入というものが、次の移譲
の過程において、いわば農業者年金制度のねらい
とするものと外れた、脱法とは申しませんが、脱
法的な行為にわたらないかどうかというあたりは
留意してみることがあると思います。

しかし、御指摘の点は、これから農業経営が専
門特化していく過程で、また、個々の経営が大型
化していく過程ではあり得ることだろうと思いま
すので、十分勉強させていただくと同時に、やは
り個々の事業を伺いましてそれに即して判断して
まいりたいと思います。

○田中(恒)委員 森実さんにもう一つだけ質問し
て終わりますが、農業者年金の財政というものが
どうなっていくかという心配から離れることがで
きないのです。年金制度は、年金の運営あるいは
年金に關係する諸団体の人々がどうこうというこ
とではないと宮崎先生がおっしゃった、そのとお
りだと思ひまして、日本農業全体がいびつな格好
になりつつあるわけですから当然その反映を受け
ているわけでありますが、本当に大丈夫なのか。
それは、掛金を今度の改正だつてふやすわけだ
すね。私は、十三万一千円の農業所得でもって國
民年金と合わせれば二万二千円出てくる、この委
員会でも議論されたわけですが、それは農家の負
担としては大変なものだ、こういうふうには思ひま
す。しかし、これどころでは済まない状況になっ
ていく可能性は非常に強いのではないかと気が
がいたします。もちろん年金でありますから、長
期の形でいけば二十年か三十年先にはもう人が
少なくなってくるわけでありまして何とかが乗り
切れるということでありましてうけれども、どう
もやはり不安であります。

社会保障制度審議会や国民年金審議会などが、
これは主として年金という立場の視点で強いのだ
と思ひますが、この農業者年金については非常に
厳しい警告というか抜本改正を迫つておるわけだ
ありますが、当該責任者として、この年金財政の
見直しについて、細かいことは要りませんが、自
信を持ってやれるのかどうか、改めてこの席で御
返事を聞いて、終わりたいと思ひます。

○森実参考人 厳しい状況にあることは事実でござ
います。しかし、今度の改正法案でも経営移譲
について五割の高率の国庫補助が予定されている
わけでございます。こういった他の年金に見ない
高率の国庫補助、さらに給付と負担のバランスを
とるための改善努力が続けられるなら、私は十分
維持できるだろうと思ひます。

と申しますのは、経営移譲の問題とか物価修
正の問題あるいは老齢化の問題、それからさらに
いわゆる過度的な経過措置で給付を受けている方
の負担の問題等が大きな問題になっているという
ことを先ほど申し上げたわけでございますが、そ
のうちの幾つかの要因は逐次解消され吸収されて
いくわけでございます。そういう意味においては、
は、ただいま申し上げましたような点についての
努力が持続されるなら、十分可能だろうと思ひま
す。

ただ、この農業者年金の研究会においても指摘
されましたように、今回の改正だけでは最終的な
安定にいくかどうかという議論はなお残ると思ひ
ます。そういう意味において、支給開始年齢の問
題を含めた制度の検討をさらに研究会が訴えられ
ていることは十分理解できる点があると思ひま
す。

○田中(恒)委員 終わります。

ありがとうございます。

○今井委員長 次に、武田一夫君。

○武田委員 四人の参考人の皆さんには、大変貴
重な御意見をいただきました。ありがとうございます。
最初に私は、森実参考人にお尋ねします。

先ほど、経営移譲につきまして、実体に裏づけ
されていない経営移譲も見られるという話があり
ました。具体的にどのような点を指摘したのか、今
後質問の過程でいろいろ参考させていただきたい
もので、その点、ひとつ具体的な内容をお話し
いただきたい。

それからもう一つは、今回の改正によって保険
料が上がる、それから経営移譲年金は下がる、そ
れから国庫補助も総体的には多少下がるというよ
うな中で、これから加入促進する上において大変
な苦労があるのじゃないか。聞くところによると、
と、現地でも加入促進には相当な苦労をしながら
取り組んでいるというわけでありまして、今回
の中身を見たときに、将来余りいいものでないな
という思惑が出てしまふと、加入促進には現
場の皆さん方相当苦労するのではないかと、我々
こう思ふのでありますが、その点の問題を解決す
るための方途としてどういうお考えをお持ちなの
か。

その二点をお聞かせいただきたいと思ひます。
○森実参考人 実体を伴わない経営移譲という点
で従来からも議論されておりましたのは、一つは配
偶者交換と言われているものでございまして、これ
は端的に申しますと、妻に使用収益権を設定しま
して、妻が年金に加入して夫に経営移譲を行つて
年金を受け取るというふうな形が間々あったわけ
でございます。それからもう一つは、俗に迂回作
戦と言われているものでございまして、端的に申
しますと、基準日前に加入者である夫がかなりの
土地を妻に使用収益権を設定して、残りの土地を
他人に経営移譲するというものでございまして。

これらにつきましては、私も既に、役所の指
導なり指示もありまして、いわゆる適正な資格を
備えた第三者に移譲を行ふなり後継者移譲が的確
に行われるというふうな指導を行っているわけで
ございまして、この浸透を図ることによって問題
の解決に努めていかなければならないと思つてお
ります。

ただもう一つ、やはり最近留意しなければなら

ないと思つておりますのは、経営移譲が単なる名
義だけにとどまらず実体を伴わないものをどう考
えるかという問題の議論が、昨今いろいろな場所
で指摘を受けているわけでございます。やはりこ
れは相当厳正に考えていかなければならぬ。もち
ろん本人の心理的な要因なり社会経済の実態から
いうと、ある日突然に父親から息子に経営移譲が
行われて全権が移行するといふほど単純明快に割
り切れない側面があることは私は事実だろうと思
ひます。しかし、少なくとも形式的に表現されて
いる、例えば農協の組合員名義であるとか税金の
申告名義であるとか、あるいは土地改良区の名義
であるとか、さらに農産物の販売名義であるとか
か、そういった諸名義についてはやはり明確に移
転が行われるようにしなければならぬし、また、
そういった形を通じて実体が息子さんに移行
しているといふことを確実なものにしていくこと
は必要だろうと思つております。

○武田委員 加入促進の問題……。

○森実参考人 失礼いたしました。

加入促進の問題は、率直に申し上げますと、従
来、農業者年金制度が非常に有利な制度である
というところに主力を置いて加入促進の努力をして
きたことは事実だろうと思ひます。しかし、今回の
改正を通じて出てきました姿というのは、そう
簡単なものでないことは私も否定いたしません。
そういう意味におきましては、やはり農業者年金
制度の果たしている役割、それから高率の国庫助
成なり国の事務負担なり、あるいは物価修正等
を通じて他の年金制度に比べて相対的に有利性が
あるという点、それからさらに、制度の見直し、
改正を通じて、やはり長期的に持続する姿をとる
ことができるようになったという点を訴えていき
たいと思つております。

特に、先ほど申し上げましたように、加入率が
いま一つさえない重要な理由というものは、まだ早
過ぎると思ひます。他のいわゆる公的年金に
おきましては、長期の加入を前提とした現行水準

の給付の実現ということが今回の見直しの骨子になつてゐるわけでございます。やはりこれから低成長、高齢化社会に入るならば、できるだけ若いときから入つていただくということを農業者年金についても特に訴えていく必要があるのではないかと、そういう意味でいゆる若いときの加入に対する優遇措置は今回も存続しているわけでございます。その点は特に訴えてまいりたいと思つております。

○武田委員 池田参考人にお願ひします。

今、森実参考人から実体を伴わない云々という話がございます。三、四の指摘はされましたが、今後、農業会議等においても特にこの問題には一番熱心に取り組んでいる皆さん方ですから、加入促進等に対しては大変な御苦労があることは私も知つております。

そこで、加入促進に当たりまして、今、森実参考人からお話があったのですが、今後、農業会議としてはどのような対応をされるつもりか。また、今回の法改正によって今後年金財政が好転する、要するに将来我々にとっていい年金の内容になつていくんだというようにことを加入者に説明できる根拠があるものかどうか。

それからもう一つは、国民年金審議会や社会保障制度審議会が根本的な見直しをすべきであるという要請をしているわけですが、この問題については農業会議としても長期的視点に立つて検討すべきだという話を聞くわけですが、どういふ点に一つの焦点を当てて今後この問題に取り組んでいくかというところか。

これらの問題についてひとつお考えを聞かしていただきたいと思います。

○池田参考人 従来もこの加入促進を一生懸命やりましたが、まだ二十万人当然加入すべき対象の者が入っていない、これを解消する運動を従来もやり、今も続けております。

ただ、今回の改正におきまして、よほどPRをして、やはり中長期的にこの制度は有利であるというふうなことが徹底をしなければなかなか難し

いというふうなことを考へております。その辺が、年金基金当局が、先ほど森実理事長が言われますようにいろいろな方針、方法を打ち出してあります。それを受けて、特に農業委員会におきましては、戸別訪問をやるとかあるいは集落の座談会をやるとか、電話でいろいろ勧誘をするとかあるいは研修を行うとか、いろいろな方法を含めながら今までもやりましたが、今後もやらなければならぬ。

特に、私どもの方では受給者、加入者の組織化の問題を今続けております。今日まだ十七都道府県でございますが、これは受給者、加入者を含めまして、特に受給者等が今非常に喜んでおるといふような問題を含めまして、この組織がやはり加入運動の一つの推進力になるというふうなことをあわせて、実は非常に難しい問題を今後さらに前進をまいりたいというふうなことを考へておるわけでございます。

なお、中長期的にこの制度をどういふふうな改善をしていくかというふうな問題につきましましては、先ほども意見を申し上げましたが、被保険者の資格の問題が現在の姿でよろしいのかどうか、あるいは第三者移譲を初め農地の流動化を促進する経営移譲の方法はどうか、あるいは農地、税制、金融などほかの農業政策との整合性をこの年金はどういふふうにしたらいいか、あるいは被保険者資格の配偶者への承継問題をもう少ししっかりしたものになんないか、また、我々、農協も同様でございますが、業務体制が今非常に不十分である、この業務体制の今後の整備の問題、そういう点を含めまして、構造政策を一層推進するという観点から、制度の基本的なあり方につきましまして、長期的視点に立つてこの法案が通つた後にまた別途検討をすべきである。

また、私も研究会に参加しておりますが、研究会でもそういう問題提起がされておりますので、政府におきましてもまたこの問題の別途検討ということを長期的な視点からやつて、制度全体がさらに農家に喜ばれ、定着し、また長期的に安定する

とすることを探索してまいりたいというふうなことを考へております。

○武田委員 宮崎、加藤参考人にお尋ねをいたしますが、この経営移譲の問題について、第三者移譲が一〇〇％なんですね。ということは、要するにほかの方々の土地の規模拡大というものは微々たるものだらう、その中のほとんどが今は大体賃貸借で所有権の移転がない、しかもその全体の半分はサラリーマン経営の方がやつてゐる経営状況なわけですね。そうすると、構造政策の上において、これは非常に苦勞している割には経営移譲年金というものの効果というものは上がつていないのじゃないかと言ふ人もいふわけですね、この数を見

場合に全体の一〇％です。それから言われることもありますが、こういうことを考へますと、先ほどの国民年金審議会や社会保障制度審議会の基本的な見直しというの、言われるゆゑもここにあるのではないかと考へるのですが、全体のどのくらい程度が構造政策の推進として効果が上がつてゐるんだというパロメーターみたいなものをどういふふうにお考へなのか、その辺の御所見がもしありましたら聞かしていただきたいな、こう思ふのでありますが、いかがでしょうか。

○宮崎参考人 農業者年金と農業構造改善政策との関係という点について、私は通常言われているのとちよつと違つた理解をしております。極めてこれは少数説だろつと思ひますけれども、御質問でございますので申し上げます。

それは、先ほども申し上げたことに関連するわけでありましても、昭和三十六年の農業基本法のころから、いわゆる農業構造改善政策が、広い意味では高度経済成長政策の一環として行われ申しますか、高度経済成長政策の一環として行われた。その結果、多数の農業者が高齢化した場合にむしろ農業専従の後継者を失う。その場合に手当てをする。むしろ構造改善政策のいわばアフターケアの意味というものがこの農業者年金の中に

あります。したがいまして、この農業者年金、特にその目玉が経営移譲ですから、結局経営移譲というものを通じて直接に経営規模の拡大に資するといふことは、私はもとより期待しないといひますが、期待するべきではないと思ふのです。

それでは経営規模の拡大はどうしたらいいかというところになります。これは経営移譲があつた後において、その移譲を受けた後継者が、しかるべき專業の農業経営者なりあるいは農業生産法人とか、そういう大変バイタリティーを持った経営者に、農地の貸し付け等によってその規模拡大に寄与していく。私は、経営移譲年金の給付、特に経営移譲の相手方の資格要件のところ、それで直ちに農地の流動化をし経営の規模拡大に資するというところよりも、その後の措置で規模拡大に寄与していただく方がいいのではないと思ひます。

なお、規模拡大の問題となりますと、実は年金といふさうな関係の深いものに相続税納税猶予の対象になつてゐる農地を相続人が流動化することが非常に困難であるといふふうな問題もございまして、むしろ経営移譲のところで、流動化に寄与しないからといってこれを余り責めるといふことは、私はどうも賛成できないのでございまして、失礼しました。

○加藤参考人 経営規模の拡大の問題はなかなか難しい問題で、いろいろな経済条件がございまして、一概に言えないのですが、これはむしろ全体としての農業政策、構造政策の問題であつて、農業者年金制度はそれの一助になる、それを助けるという関係にあると思ふので、今宮崎さんも言われたように、ここだけで何％になればいいかというところは一概に言えない、また、地域によつてもいろいろ差がございまして、と思ふのです。

自作農主義から借地の容認へというふうな全体が動いてきておりますし、また、土地を保有することが農村における農家の格式を維持するといふようなことは少しづつ薄れてきておりますので、もっと借地による規模拡大ということが進むことが望ましい、私はこういうふうな思つており

ますし、これから少しずつ徐々にでも進むだろうとは思いますが、これもその一助になるということではないだろうか、そんなふうに思っております。

○武田委員 大変ありがとうございます。

○今井委員長 次に、神田厚君。

○神田委員 参考人の皆さん方には、大変貴重な御意見をありがとうございます。

短い時間でありまして、簡単に御質問をさせていただきますが、まず最初に、ちょっと抽象的に恐縮であります。本制度が発足以来十五年を経過しているという中で、政策年金としての位置づけがあるわけでありまして、そういう意味におきましては政策年金としての評価をどういうふうになさっておりますか、また、今後の本制度の理想的なあり方ということについてどのような考えをお持ちでありますか、ひとつお一人ずつお願いしたいと思います。

○池田参考人 政策年金としての位置づけが基本的なスタンスとしてこの制度にある、それがまだ十分でないという問題はあると思いますが、先ほど申し上げましたように、使用収益権の設定で経営移譲ができるというように、いろいろな問題はありますけれども、少なくとも後継者いわずに農業経営者がその限りにおいては若返って三十二歳である、これは現実の姿でございます。またこの制度は、いろいろありましてとにかく経営移譲年金がもらえるということで、年をとってもいつまでも経営にしがみつくといいことは一面でなくならずまして、経営としてのバイタリティーはそれなりに出てきておるといふような問題を含めまして、十分ではあるまいが政策年金としての位置づけの効果は逐次あらわれてきておる。

また、第三者移譲が十分でないという問題がございますが、少なくとも第三者移譲で行われているのは経営規模が確実に上がってきているということとは高く評価していいのではないかといいふうに考えます。

また、理想的なあり方についてどうかということ

とでございますが、本制度設立のときの基本的な考え方の中に、一つは政策年金、もう一つは老後の保障、この二つがあるわけでございます。それがうまくセットされてきて、構造政策は年金だけで十分でございます。もう一つ一般の構造政策があつて、これを補完するといふ役割を今よりもっと前進させる形でこの制度のあり方等は、今後の基本問題としてさらに検討をしていく。しかし、一方におきましては老齢年金の連帯が行われるということとを模索していかなければならぬと考えております。

○宮崎参考人 政策年金としての効果いかに、あるいは位置づけいかにという御質問に對しまして、先ほど私が述べましたことと重複を避けて申し上げたいと思つた。したがって、経営規模拡大にどれくらい寄与するかという点は先ほどのお答えに譲らせていただきます。

そこで、政策年金としてのもう一つの大変大きなねらいは、経営者の若返りということでありまして、もちろんその反面、経営を移譲したお父さん、親の方で老後の安心を得るということとはございますが、これはちょっと割愛いたしますと、要するに経営者の若返りということでありまして、これについて、名目的なものではなくて実質的にそうなるという点でございます。

その際、親子間での農地の使用収益権の設定が使用貸借、無償の貸借でございます。譲り受けの相手方、後継者の方が取得する権利が大変弱いわけでありまして、こういう状態では本当の意味での経営の若返りが余り実現しないのではないだろうかと思つております。

しかしそれに対して、親子間の貸借が使用貸借であっても賃貸借であっても、家の中でやっておることですから外からわからないし余り差はないのではないかと御意見もあると思つた。ただ、賃貸借であります。まず第一に後継者の受ける権利が第三者に對抗できる強力な権利になります。そして、賃貸借ですから当然地代を親に払

うことになりまして、この点も親の老後の保障としてよろしいと思つた。

さらに、先ほど森実参考人もおっしゃつておられましたように相続対策ということでありまして、これもこの見地から考えました場合に、親子間が使用貸借でありまして、相続対策としての効力がほとんどないという極めて微弱でございます。それに対して、賃貸借であればかなりのところまで相続対策としての意味があるであろう、こういうふうな考えです。そこで、むしろ税務行政の方をこちらの要求に合わせて改善していただきまして、今後大いに賃貸借による経営移譲を進め、かつその上でいわゆる家族協定、父子契約を推進し、これによって経営移譲の実質を大いに上げたといふわけでございます。

○加藤参考人 政策年金としての効果を今農業者年金が上げていられるかどうかという点には、先ほど来かなりの問題点があるということが指摘されてまいりました。私も経営移譲の実態とのずれということに問題があると思つております。

これは、その実態を政策目的に合わせたいくのにはどうしたらいいかということもこれから考えなければならぬと思つた。それから同時に、名目的であっても、仮に使用貸借であっても、それで経営移譲が形の上で行われたということは若し人の発言権にプラスにはなっているのではないかと、初めに意図したこととは相当違つていても、この経営移譲年金を利用することによって少しづつは農村が動いていっているだろう、そんなふうにも思つております。

一つの慰めみたいなものですけれども、そういう感じもいたしますが、本来の政策目的を実現するのにはどうしたらいいかということも、なかなか名案はないのですけれども、考えていく必要があるだろうと思つた。

それから、もっと基本的に申しますと、先ほど特定譲受者の問題もいろいろ議論されましたが、構造政策そのものの見直しといふますか、今の兼業化の進展の中で、農業基本法以来考えてきた自

立農家とかいうことが果たして今後どうなるのかという、一番基本になる問題ですけれども、その検討も必要ではないか。兼業の増大は、農業所得はともかくとして、農家所得を増大させて、ある意味でそれを含めた形で農の他産業との均衡というようなことが実現している面があるわけ、これは一概に悪いと決めつけるわけにいかない、むしろそれを認めた上でどうするかということとを今後考えていかなければならないのじゃないか。

これは農業政策の基本にかかわる問題で、また地域によつて、米作地帯のような専門的な地帯とそれ以外の一般の地帯と地帯別の問題もありまして、非常に根本的な問題で、その中で農業者年金をどう考えるかということの位置づけも必要になるかという感じもいたしますが、これはもう先の問題でございます。

○森実参考人 お答え申し上げます。

全体として、非常に高齢化が進行している過程で、経営の若返りについては非常に弾みをつける制度として働いているということは評価できると思つております。

それから二番目は、土地保有の問題でございます。私は前から、この農業者年金制度といふゆる相続税の徴収猶予制度が相まって農地の細分化を防止する機能を果たしてきたことを重視すべきものだと思つていられるわけでございます。と申しますのは、親子関係が一昔前とすっかり変わつてきている、もう一つは、昔で言うなら同居する六十歳ごろの年と、死んで相続が行われる時期との間には相当大きな隔たりがあるわけでございます。この後継者移譲の制度を通することによって、父親が六十歳になったとき跡取りの息子が実質的に決まつてきて、それから経営の実体をつくり上げるといふ形で、地価がどんどん上がつてきて単独相続がなかなか難しい今日の御時世でございますが、大部分の農地は割合スムーズに単独相続が行われる実態ができていっているだろうと思つてお

ります。

第三者移譲による規模拡大の問題につきましては、この年金制度が直ちに基本的な効果を發揮することを期待することは、土地所有なり継続性の見地から見てそう簡単なことではないと私は思います。むしろ、先ほどお話がございましたように、農用地利用増進法に代表されますような利用権利の設定による段階的な規模拡大の道をとるということが意味があると思います。

ただ今回の改正で、継承されました農地についても農用地利用増進法による貸し付けが行われる場合においては停止要件にならないということと、制度的な結びつきができたことは一つの前進だろうと思っております。さらにこういった仕組みをもう少し幅広く考えるかどうかは、さらなる検討が必要なのではないかと思っております。

○神田委員 森実参考人によつてお尋ねします。

今回のこの改正は、先ほど既に御指摘がありましたように、給付水準の引き下げ、それから保険料の引き上げというようにあるわけでありまして、ちょっと加入促進の問題を考えますと、そういうことの足を引っ張るような方向に作用しないかどうか、その辺のところはどうでしょう。

○森実参考人 率直に申し上げまして、今までのような加入促進のやり方をするならば、非常にやりにくくなるということは否定できないと思えます。はつきり申し上げると、今まで非常に有利な制度であるというアピールだけで加入促進をやってきた。そういう意味におきましては、実は末端の業務を委託して担当しておられます農協の職員の皆さんあるいは農業委員会の皆さん等にやはりこの際もう一回再研修を行いまして、年金制度の果たしている役割とか、なお残されている相対的有利性とか、そういったものをはつきり訴えながら、新しい視点に立ってのPRが必要だろうと思っております。

それから、なお具体的な問題といたしまして

は、しかしそれは申ししても、いろいろ制度も今までも変わってきておりますが、やはり問題になるのは加入ができていない地域、かなり格差があるわけがございます。それからもう一つは、後継者加入の確保という問題だろうと思えます。この点につきましては、制度の改正に関係なく相当密度を上げてやっていきたいと思います。その意味におきまして、実は基金の実行予算におきましても特設のPR経費をこしは計上して努力したいと思っております。

○神田委員 どうもありがとうございます。

○今井委員 次に、中林佳子君。

○中林委員 参考人の皆様、どうも御苦労さまでございます。

先ほどから参考人の方々の御意見や参考人の皆様方に対する質問などを聞いておりまして、婦人の年金の問題というか、婦人の立場からというのが話の中で非常に少ない。先ほど婦人の農業者年金の加入の問題が出ましたけれども、私はまずこの点で宮崎参考人と加藤参考人にお伺いしたいと思っております。

この制度が始まりましたから、ずっとこの委員会でも婦人の加入促進の話は出ていますのですけれども、今の農業の主な担い手が婦人であるにもかかわらず、この十年以上婦人の加入比率の推移を見ても、ずっと四・九％台なんですね。一番高くて四・九％というときがありますけれども、五十九年では四・九％と一番最低になっています。こういう状況なんです。婦人が農業者年金に入れる道も、所有権を持つとか使用収益権を設定すれば加入できるのだというところがこの委員会でもたびたび政府側の答弁としてあるわけです。

しかし、今の制度の枠内でそういうことをおっしゃっていても、少しもふえていないというこの実態で、どうやれば——この制度の枠組みを外しても考えていただきたいのですけれども、実際の主たる農業の担い手が婦人の肩にかかっているときに、その婦人の方々が働いた苦勞が報われるというのがやはり老後の保障だろうと私は思うので

すね。ですから、そういう意味では、今の枠組みの中では所有権とか使用収益権の設定以外にないと思いたすけれども、その枠組みを外しておきたいと思いたすと思うのですけれども、婦人が本当に農業をやったと云ったと言えよう農業者年金への加入の道を開くものがあるならばお教えいたしたいと思っております。

それから、遺族年金の制度もないということや、それから例えば御主人が農業者年金に入っているにもかかわらず職につかざるを得なくなったという場合は途中でとまるわけですね。そういった場合に、この農業者年金権を継承する道が婦人に開かれないだろうかというようなことも実は考えられているのですが、現実には加入する問題と、それから例えば遺族年金とか寡婦年金とか、あるいは年金権の継承の問題、これらが婦人に開かれればもっと促進方法ができるのではないかと、いうふうな考えを持っているのですけれども、その辺のお考えがあればぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○宮崎参考人 御婦人の年金加入、または御主人が年金に加入なさった場合に状況によつてはいわば年金加入者としての権利の承継といったようなただいまの御質問に関しましては、私も農村でその声を若干聞いております。何らかうまい方法はないだろうかということも少し考えたことはあるのですが、まだ余りその考えが熟しておりません。したがって、これから申し上げることも試験的なものであることをお許しただきたいと思っております。

まず、加入段階の問題であります。現行法の枠組みを維持する限り、農業者年金に加入するためには、農地について、所有権ではなくとも使用収益権を持つて農業を営まなければいけないということになっております。しかしながら、実際に先生御指摘のとおり婦人が農業の担い手として盛んに労働あるいは経営の采配までも振るっていらっしゃる例が少なからずあるわけで、この場合に、その方をどうしたら使用収益権に基づいて

て農業をしている者と考えるようになるのか。

この辺について先ほど私は、使用収益権の設定をして農業委員会の許可を受けなければいられないというふうに申し上げましたけれども、実は理論的に、純粹に学問的に申しますと、それよりも、実際に経営の采配まで任されて御婦人がやっていると云う場合には、それは決して無断耕作といえますか不法耕作ではないので、農地の所有名義を持つておる御主人なら御主人との合意のもとにやっていると云うわけですね。しかもそれを長年やっていると云うわけですね。改めて契約をして農業委員会の許可を受けなくても何らかの使用収益権があるというふうには考えられないだろう。

時効法理を使うということも一つかもしれません。時効法理その他何らかの法理の活用によつて、その農業をやっていると云う奥様が使用収益権に基づいて農業をしているというふうな認定する道もあるのではないかと思います。ただこれも、私、理論的にそう考えているのであって、実務的にすべての場合にそれで大勢の方の処理が画一的にできるかどうかについてはちょっと別の問題でございます。自信がございません。

それから、いわゆる後継者のお嫁さんの場合でございますが、これにつきましては後継者加入の余地がないかどうかという問題があります。これは、後継者は直系卑属と書いてありますので、養子縁組をすれば後継者になりますので、彼女の状況にかんづいては後継者加入の道もないことではないわけです。それからもう一つは、農業生産法人の構成員となつて常時従事すれば、これは農地の権利と無関係に農業者年金の加入資格が現行法ではあるわけです。先ほど申し上げたように、今の改正法によると難しくなるわけでございますが、現行法ではそれが残されております。

それから、後の御質問の夫の権利の承継などにつきましては、ちょっと私十分研究しておりません。御質問のようなことができるだけ実現した方が好ましいとは思いますが、残念ながら今

こういう方法によれば可能であるという提案を申し上げるまでに研究が熟しております。時間の関係もございますので、失礼いたします。

○加藤参考人 農家の婦人労働については、今御指摘のような問題点があるわけですが、今の実情からしますと夫婦一体で経営しているというところが普通であり、民法上は昔、家団論という、つまり夫婦なり世帯を一つの単位として見たらどうかという議論もございまして、まだそんなに個人主義化が進んでいないということで、夫婦一体でやっているものを、名義は夫の名義で年金に入っている、そんなふうにも理解できないわけではない。

これは婚姻する場合に夫と妻のどちらの氏を称したらいいか、これは自由だと言いつつながら夫の氏を称するのが圧倒的に多いという国民の意識、実態とも関連するわけで、今の理解としては妻の分も含めて夫名義で年金に入っている、そんなふうにも考えられるわけです。実際に、年金を受け取って正常な状態で生活をしていければ両方とも潤うというのがまた実態でもあるわけです。

そこで問題になるのは、直接には離婚や夫が死亡した場合にどうするかということです。理論的に言えば、離婚の場合には、財産分与の中でその分も含めて、夫は農業者年金をもらっている、その中には妻の分も含まれているということで、理屈は財産分与で一応解決できる。実際はなかなかそうはいかないが、理屈は立つわけです。残る問題は死亡の場合でありまして、今度は死亡一時金ということである程度差額はもらえようになつた。一つの改善だろと思えますけれども、今後残された問題としては、死亡の場合にどうするかということがあるだろうというふうに思います。

今のは夫婦一体として実情に即して考えた場合ですが、今後は必ずしも夫婦一体とは言えなくて、妻は妻、夫は夫というふうな考えなければならなくなってくるかもしれない。そのときにこういう年金をどうするかということとはちょっと先の

問題であろうと思いますが、さしあたりは、今の現状の中でどこを直していけばいいかということについて考えていくのが実際のだろう、そんなふうなふうに思います。

○中林委員 次に、森実参考人にお伺いしますけれども、このように婦人の加入の数がふえない、率的にはむしろ下がっているという原因は一体どこにあるとお考えなのか、これが一点です。それから、未加入者の加入促進のために随分お力を入れてこられた経験をいろいろお話しになられたけれども、婦人の加入促進については基金としてどのような対策を講じてこられたかということですね。その辺についてお聞かせいただきたいのです。

といいますのは、いろいろここで議論をしてきまして、今の日本の意識とか慣習では、所有権とか使用収益権の設定の問題というのは本当に進んでいないというのが実態じゃないかと思うのです。ですから、加入促進のためには行政側なり実際にそれをおやりになることの指導というものが非常に大切なんじゃないかというふうに私は思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○森実参考人 一般的に婦人加入の実態が低いと申します理由は、農業者年金に加入しておられる農家は専業農家あるいは第一種兼業農家で、主として農業に従事している方でございます。つまり、御主人の労働が主体になって農業経営をやっている方が農業者年金に入ってくるわけでございます。いわば御主人が厚生年金に加入している通勤兼業農家の場合に比べると、どうしてもやはり男性の労働力のウェイトが高いし主権権が一般的に高いという事情があることはひとつ御理解を賜る必要があると思ひます。

さて、問題は加入率でございますが、いろいろ考察してみますと、ある特定の年齢階層に集中して高いという実態があるわけでございます。これはいろいろな解釈があるだろうと思ひますけれども、婦人加入という問題が、必ずしも使用収益権

を婦人に設定して経営の主権権を婦人が持つていくという形を媒介にしたものではなくて、いわばいろいろな、その地域の慣習とかその家の事情とか、あるいは一部には問題になっておりますようないわゆる年金をもらうための仕組みの活用と申しますか、そういうふうなことから起こってきているのではないだろうかと思ひます。

基金といいたしましては、加入問題については鋭意努力しているわけですが、その促進に当たりましては、婦人が経営の主権権を持ち主として労働に従事している場合は当然使用収益権を設定して加入できるということについては相当浸透しているとは思ひますけれども、これからもさらに十分な注意の喚起に留意してまいりたいと思ひております。

○中林委員 最後に、池田参考人にお伺いします。今、全国の農業委員会の皆様方は、加入促進だとか脱退希望者への説得活動とか経営移譲の手続とか、制度維持のために大変御苦労をなさつていらつしやると思ひます。そういう制度維持のために今一番御苦労なさつていらっしゃる点は何であるかということ、この年金の問題も含めてですけれども、農民の老後保障や生きがいの問題で政治が非常に大きな光を当てていかなければならないと思ひますが、そういう老後の生きがいとか保障の問題で切実な御要望がありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○池田参考人 従来も加入促進に非常に努力をしておる、しかしいまだに未加入者の解消ができない、その辺の難しさは先ほど森実理事長も言われましたが、二十年掛ければ資格を持ちますので、少し若い人がまだ足踏みをしているというふうなことも現実の問題としてはあると思ひます。しかし、何とか年金財政全体を含めまして、加入促進について今度の改正は若干これにブレーキをかけている面がありますけれども、そこは十分PRをして、これからの努力をしてまいりたいと思ひます。

老後保障、生きがいの問題に触れた御意見でございますが、使用収益権の設定を含めまして経営移譲が現在九割というふうなところまで行つておることは、この年金の受給者が老後保障に対して何となく明るい一つの条件を確保した、こういうことだと思ひます。

しかし、全体としての高齢化社会が特に農業関係は先に進んでおるといふ実態から見まして、そういう問題は、年金だけではなくて全体の政策の中でさらにいろいろ考えることが、今後の日本の農業の老齢化の進展との関係では必要ではないかというふうな考えております。

○中林委員 どうもありがとうございます。○今井委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。この際、参考人各位に一言お礼を申し上げたいと思ひます。参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。午後二時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。午後零時五十一分休憩

午後二時一分開議 ○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。審査を続行いたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。○島田委員 年金は、今当委員会に提案されて審議が行われている農業者年金法に限らず、他の共済年金等についても、これは大変国民の高い関心事でございます。性格が違ふとか、あるいはよって立つ基礎が異なるとか、出発のときの趣旨が違ふとかいったようなたぐいのもので分類することのできない、これは大変大事な法案だと私も

思ひます。

私はまだ当時農業を始めて十年に満たなかった
ので、ほかの世界から入ったものですから農業の
世界に対して幾つかの疑問を持っておりまして、
この親子関係をどういうふうにすればいいのか。
それをただ親子関係でぶつた切っしてしまいます
と、今度は土地をとられた両親、とりわけおやじ
さんはうろろしてしまつて、経営参加もできな

ければ息子に小遣いと言つて手を出すわけにもいかぬというふうなことになりますから、これは当然のことながら年金問題というものをきちっと裏づけしていかないと、日本の農業を一つの方向転換させていくという事は容易なことではないと考えました。

私が提案したのは、とりあえずは親子契約をやつたらどうか、親子契約で息子が経営参加をして正当なる報酬を得る。これは日本の非常に長い農業、農民の世界の伝統からいへば封建制の殻をぶち破るというほど思い切った提案でありましたから、当時だからそんなことは相手にされなかつた。ところが幸いなるかな、それから二年たちまして、広島県に私が言ったような考え方を持った父子契約というのが、試験的でありまして、れども出てまいりました。

これを農業委員会あたりが指導して進めていく過程でもう一つの壁に当たつたのが、それではそのおやじさんにどういふ保障をすればいいか。まさか日本はアメリカみたいに公売、競売に付しまして、そしてそのお金をもらつて、年寄りたちが息子に経営を移譲する他人に経営を移しかえて、自分たちはアパートに住んだりして、その売った金額で老後をゆつくりと暮らすことができないような、そういう仕組みを日本に持ち込むなんという事はとてもじゃないができません。親子何代にわたつて同じところで飯を食うという美風はそのまま残したいというのが一般的な気持ちでありますから、それならそういう中から、長い間我が家の経営にしろ、中心になつて頑張つてくれた両親に対してどういふ気持ちで家族としてあらわせばいいのかという事になれば、やはり年金という手法にならざるを得ないのだから、私はそう思いました。

その後佐藤内閣が、佐藤総理がみずから言い出しまして、農業者にも年金をということでありました。その後生まれましたものは佐藤総理の本当の腹のうちからいへば似て非なるものではなかつたのかという気持ちで私はいたします。しかし、いづれにしろ農業者年金法という制度ができて今日に至つていふのは歴史的に明らかな事実でございますから、それを今否定しても始まりません。ただ、これが成立する段階で、親子契約から始まつて農業者年金にまで発展してきたこの精神というのが、何となしに、どこでだれがどうしたのかわかりませんが、ねじ曲げられてしまつた。

そして、ようやく法律の体をなし、国会に提出されたものを見て、私たちは、これは年金じゃなく、つまり農業者の追い出しを図る政策的な意図を持った制度ではないかと真つ向から反対をいたしました。我が党は当然のことながら、この法案に対して賛成できかねるばかりか、対案を出したわけでございます。しかし、それが国民年金とのセットになりました。もはや今日幾つかの事実を生んでいるわけでありました。しかし、そういう歴史的経過を考えてみただけでも、改悪は絶対に許されない、私はこう思つていふのです。それでもなお改悪をおやりになるのでしょうか、大臣いかがですか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の発足当初といひますか、年金法案が議論されるときに、いろいろな角度から議論されたことと思ひます。今のお話にございまして、ように社会党の方からも年金法案が提案されたわけでございます。現行の農業者年金制度は、国民年金の付加年金といひまして老後保障をいたしますとともに構造政策を推進する、こういう目的を持った年金制度として仕組まれていられるわけでございます。制度発足以来十五年近くになるわけでございます。この年金の目的につきましましては、この年金自身で構造政策を推進するといふものではございせんけれども、他の構造政策とあわせまして一定の効果は上げてきておる年金でございまして、かつまた、この期間に農業者の間になんか深く浸透してきていふ制度だと思ひます。

現状の制度を考えてみますと、最近におきます

農村における急速な高齢化の進展という事態もございまして、また兼業化の方も非常に進んできておるわけでございます。そういうことで、この農業者年金制度につきましましては、制度の発足当初予定しておりました状況とかなり違つてきていふわけでございます。私もといたしましては、この年金制度が農家の中に定着をしてきていふ現状から見まして、長期に安定した制度として運用していくことが基本的に重要なことであらう、こういう認識に立ちまして、今回の幾つかの点につきましての改正案を国会に提案いたした次第でございます。

○島田委員 農家の間に安定しているとか喜んで受け入れられているかのごとき局長のお話でございまして、それは認識が非常に違つていふのではないかと、私はこう思ふのです。

実は大臣、私も代議士になるまではこの資格者だつたのであります。代議士になつた途端に召し上げられちゃつたのです。しかし、依然として私は今農民でございまして。山林合せて四十町歩の土地を持つていられるべきとした農家であります。しかし農業者年金の対象者ではない。おまえは国会の年金をもらつていられるのだからいいだろうという話になります。これははから幾らもらつても、農家である限り、農民である限り、私は実に寂しい思いをいたします。特に、あるとき突然、あなたはもう資格なくなりましたという通告を受けました。五年ほど積んだ年金の一時金、ほんと返つてきました。あの寂しかった思いを今も忘れないうちです。国会を十年やれば年金当たるから経済的にはその方がよっぽどいいじゃないかというお話になるのかも知れませんが、私でさえ農業の世界からはじかれてしまつたという思いをしてきたのであります。

話を少し変えてみますが、実は私の島田牧場の隣に多田牧場というのがあります。軒を並べておるような国道がにらんでいふのであります。せんだつてこのおじいちゃん、おばあちゃんに、たまに帰つてきたら顔ぐらい出せというお話で、隣で

もなかなか顔を出せないでおりましたら、実はついでこの間夫婦そろつて健康で結婚満七十年を迎えました。大臣、七十年というのは何婚というのでしょうか。私、わからないのでお聞きするのであります。七十年というのを大臣は御存じですか。恐らくそれはないのですよ。もしあるのだしたら教えてください。

○佐藤内閣大臣 島田先生にお答えします。実はこれはちょっと調べてみました、多分こんな質問も出るのじゃないかと思つて。申しわけありませんが私も知らなかつたのですが、やはり七十年というのはなくて、五十年、六十年、七十年と一般的にありますが、七十五周年というのがあるそうで、これはダイヤモンド婚式というそうです。六十年、七十五年があつて七十年はないそうです。というのが調べた結果でございます。これは世界大百科事典とかその他調べた結果そういうことでございます。

○島田委員 御親切に、大変恐縮でございます。た。そこまで調べていただいているとは思ひませんでした。ただ、六十年というのは通常ダイヤモンド婚式というのです。ですから七十五年になつてもやはりダイヤモンド婚式というのか、それはどうでもよろしうございませう。

私は、この多田さん御夫婦にもう一つ敬意を表しますのは、あそこを開拓で入りました、私の隣に。そして、やがてもう一、二年で百年だと思ひます。私はその後あそこへ入りまして、四十年一緒に農業をやつてまいりました。御夫婦二人合せて三日と医者にかつたことがないという健康な方でございます。ですから、恐らく、大臣がおっしゃるやうに、七十年というのはもうあつたりとクリアしまして、ダイヤモンド婚をもう一つやりまして、あるいは結婚八十年だつて不可能でないな、かくしゃくとしております。いまだに牛舎に出て孫と一緒にふん出しもすれば乳搾りもいたします。おばあちゃん台所でこつこつと包丁さばき鮮やかに現役でございます。

ところが、こういう人たちが何の手当てもない

のです。今三夫婦住んでおりまして、家族は大家族であります。とてもうらやましいような円満な家庭でございます。しかしこの七十年、おじいちゃんという人は十八で、おばあちゃんという人は十四で結婚をされたものでありますが、結婚して来てみたら、しゅうとめさんと一緒に子供を産んでおられたのでありますから、四つの乳房で二十五人の子供を育てたというエピソードもございます。これは改めて、大臣、表彰してもいいのではないかと、年金を差し上げて以上の功績を評価してもいいのではないかと私は思っているのです。

大臣、ついでだからちょっと申し上げておきます。この間から豊かな海づくりの話をしました。が、これは私の島田牧場、多田牧場の目の前で、実は皇太子御夫妻がおいでになって、両院の議長、副議長を含めて、大臣もお見えでしようが、全国から六千人ぐらい集まるのであります。私のうちの前、多田さんのうちの前を通って宿舎に皇太子夫妻がお入りになられます。このおじいちゃん、おばあちゃんに長生きおめでとうぐらいは言ってもらいたいなと僕は思っている。そのぐらゐの価値はあるのじゃないでしょうか。

この方は長い間農業委員会会長もお務めになりました。農業委員はたしか三十年ぐらゐ務められたと思ひます。それから農業共済組合長も、七十四、五までですから、相当に長い期間やりました。農業団体にとっては、まさに我が町ばかりではない、功労者の一人でございます。その方が我々の手になるような長生きをされ、しかも夫婦円満で、自分たちがお産みになりました子供さんはいまだ一人も欠けずに全部おいでになります。これも驚異といえは驚異。毎日毎日何の不満もなく豊かに暮らしておられますけれども、私は、こういう人を見ますと本当に農業の大功労者だと思ふのです。ですから、おくれはせながら農業者年金という制度ができて、とても今おじいちゃん、おばあちゃんにはこの年金は当たりませんで、すけれども、それぐらゐの功労を持ってお

られる方が全国にたくさんおられるということ、は、我がうちの隣の多田さんを例に引くまでもない話だと私は思ふのです。ですから、年金というのは物すごく大切に皆さんが考えてあげなければならぬし、考えている。

実は私のおふくも、さきさき申し上げましたように、私が五年目に代議士になったものであります。私の資格は剣豪とされて、同時に、国会議員になったがために、これは農業者年金ではございません、うちのおふくろは老齢福祉年金を私が代議士になるまでもらっております。代議士になった途端にこれも切られちゃって、隣のおばあちゃんとおふくろのおばあちゃん、両手つないで三カ月に一遍年金を役場の支所にもらいに行くのが大変な生きがいであり楽しみであった。ところが、三人のうちうちのおばあちゃんをばつとある日、もうあなたに年金は当たりませんと言われた。わがわがわがから、私が代議士になったからもらえないということはわからないから、私にだけどうして年金が当たらないのか。僕は知っているけれども説明しにくくて、そんな僕が小遣いやればいゝのであります。小遣いやつても、息子からもらう小遣いとお国さんからもらう小遣いととはまた違う、明治の人ですから。私もちょっと哀れに思ひましたよ。

ですから、年金というものは、金額の多寡ももちろんありますけれども、いただいて、もらっているというありがたさというのは、本当に言ひ知れない喜びを御本人たちに与えているものだと私は思ひます。そういう点を少しお話をしてみましたが、大臣、どうですか、改悪するなんていうのは血も涙もないやり方じゃないでしょうか。私はそう思ひます。

しかし、時間がどんどん過ぎていきますから、私はそういう雑談にふけていては暇はないのでありますけれども、さて、そういう点を考えますと、私は改悪許さじという立場で若干の問題提起をしていきたいし、また質問したいと思うのであります。例えば経営移譲の実態について見てみ

ますと、当初の制度が始まったときのねらいとか考え方というものがややねじ曲がっているという感じがしないでもない。きょうの午前中の参考人のどなたかの御意見の中にもたしかあったように思うのであります。例えば当初の目的は真つ当に、所有権を完全に移転するということに目標を置いたのです。ところが、最近では必ずしも所有権の移転が経営移譲の実態のすべてではないみたい、な、それどころか、かなり大多数の人たちが使用収益権という形で経営移譲が行われる、実態がそういうふうにある、こういうふうにあるので、局長、これはどうでしょうか。

○井上(喜)政府委員 きょうの参考人のお話にもございましたように、当初は所有権移転で経営移譲を行うということでございましたけれども、昭和五十一年の法律改正で、昭和五十二年から適用されております制度では、使用収益権の設定によりまして経営移譲を行つてもよろしい、こういうことに相なりましたので、大部分が使用収益権の設定という方法で経営移譲を行っている実情でございます。

○島田委員 これは局長、大臣ももちろんそうでございますが、繰り返して、この農業者年金というものは政策的色彩を持っている、政策的な目的を持っているのだ、こうおっしゃって。そういう意味でいへば、政策誘導の効果というものは期待しなければいけないと思うのです。これが今私が指摘して、局長、あなたからお答えになっている点で、十分政策誘導効果を発揮しているというふうに認識されますか。

○井上(喜)政府委員 政策誘導効果と申しますのは、年金法の目的にございますように、経営者の若返り、それから農地の細分化防止、さらには経営規模の拡大、こういったことでございますけれども、そのいずれにつきましても、この年金制度が発足いたします前と後を比べますと、経営者の若返りの点につきましてもかなり若返ってきているわけでございまして、これもきょうの参考人の御意見にもございましたが、三十五歳未満の経営

者への移譲が相当程度行われるようになってきているわけでございます。

【田名部委員長代理退席、委員長着席】
また、農地の細分化防止につきましても、特に農地価格が上昇しております地域につきましては、ややもすれば農地を分割して売るといふような状況があるわけでございまして、こういう状況があるわけでございまして、第三者移譲につきましては明らかに経営規模の拡大が行われてきている、こういう状況でございます。なお、経営移譲後の経営の動向を見ますと、例えば後継者移譲の場合をとりましても、三年、五年と時の経過がございまして、そういう経過の時点でそれぞれの経営状況を見てみましても、経営移譲後規模を拡大してきている、こういう傾向が読み取れるわけでございまして、全体といたしましては、この農業者年金はおおむねその目的に沿った効果を上げてきているのじゃないかと、私もこのように考える次第でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、構造政策の効果といひますのはこの年金制度だけではございませんで、各種の補助なり融資その他の事業を通じて実現するものでございまして、その中の有力な一翼を担うという制度であると理解をしておるわけでございます。

○島田委員 私にはどうもこじつけに思えてならないのであります。

ところで、皆さんがこもごも指摘をされておりますのは、普通に保険料を払っておいて、もらうとき減額されるというそんな選別はいかぬのではないかと。つまり特定譲受者以外の経営移譲者に対する経営移譲年金の減額支給というのは極めて不当なやり方である、こういう指摘をしますが、私も同じような考えを強く持っております。

そこで、これは政令事項になるのであります。が、特定譲受者の要件、法四十四条第二項で、第三者移譲と後継者移譲とございまして、農業に常時従事することの要件、これはどちらにも書いて

あります。この点で言えば、私なんか、今は農業に従事する時間が最近忙しくなったせいもあるかなり大幅に減っておりまして、今農業者かと言われると、農業者でないとも言いかねるようなありさまでございますが、私も代議士当選後数年以上におわたりましてはほとんど毎週帰りまして、ほとんど農業に従事をいたしました。その従事時間は家内にも負けないつもりでありましたが、最近では家に家内の方が多いのであります。

そういう点を考えますと、農業に常時従事することの定義というのは一体どういうことなんだろう。私はうちへ帰りまして、靴を長靴に履きかえ、作業服に着がえて、家の中に上がらぬうちに牛舎に飛び込んで仕事をするというくらいやって、それでも常時従事者でないという認定であります。だから、これは実にこの政令規定でもいかにげんだな、一体どこにこれはラインを引いて農業者とか農業従事者でないとかのか。これは時間的に何時間だと言われれば、何時間といったって農業の場合は時間を超越しておりますから、私だつて日誌を書けば、代議士の行動と農業の行動となら、三分の一くらいは牛飼いをやっていたつもりであります。今はだめですけれども、昔の話になりますが、そんなときでも、おまえはもう農業者でないよと決めつけられてしまうことに私は大変強い不満を覚えたものでございます。

恐らくこういう思いをサラリーマンの諸君だつて持っているのだと思います。野良の真ん中にある自分の生まれた我が家から弁当を持って給料を取りに行っている人たちだつて、おまえらもう農業に従事しているのではないのだからと決めつけられれば、何を言っているか、おれだつて農家だよということになるのではないか。この辺の線引きは余りに冷酷に過ぎやしないか。どうですか。

○井上(喜)政府委員 御指摘のとおり、常時従事をするという場合の常時の定義というのはかなり幅のあるような感じもいたすわけでございますが、この年金制度の趣旨からいまして、年間を

通じまして常時従事をしてる人がやはり対象になるということでございますが、現在までの運用では、百五十日ぐらいを基準にいたしまして常時従事しているかどうかを判断している状況でございます。

○島田委員 そうですか、百五十日か。なかなか厳しいことを考えておられるようでありますが、三百六十五日のうちの三分の一ちょっと、大体百五十日でしょう。そう言われれば、立派に僕は農業従事者だつたと思つてす。ところが、だめだと言われて切られたわけですから……。

それでは次に、老齢年金のことについて承りたいと思つて。老齢年金支給額が余りにも低いというのは、制度発足以来指摘されてる点ですね。それは、経営移譲年金と連つて単純な年金だし、掛金にも違ひがあるからという理由は幾つかあるにしろ、非常に安い。よく年金の話をするときには、孫のあめ玉代みたいなことを言うのでありますが、今の年金でそんな表現を使つたら、私も演説会でぶつたたかれますよ。年金でそんなものじゃないぞ、何言っている。暮らせる年金ということではありません。当たり前のことを言つて恐縮でございますが、家一軒持つて、アパート一つでも結構ですが借りて、かまどから煙が上がれば最低十万円はかかるというのが常識でございます。今の物価の状況から言へば。

さつきの多田さんの例を引くまでもなく、多田さんはもう一銭も年金なんてありませんよ。大臣、こういう人たちもおりますけれども、こういう人たちを例に見てこれから暮らせと言つたつて、これからの人には無理であります。第一次改正、第二次改正、第七次改正、四十九年、五十二年、五十六年、これは財政再計算の時期に一定程度の見直しを行つてきたのは評価していいと思つて。しかし、見直しといつたつて根っこが低いので、こんなものは幾ら直したつて話にならぬのです。しかし、せめて気は心ということもございまして、私どもはこの改正の都度、たくさ

ん修正をしたい点はあるけれども、せめて老齢年金支給額のいわゆる倍増くらいはやつたつていいのじゃないか、そういうことで、私たちはその都度老齢年金の引き上げを要求してまいりましたのも御承知いただいております。

ところが、今度は六〇％に下げるといふのでしよう。ただでさえ千円札一枚に足りないくらいしかもらつてないものを、今度は五百円玉一つしかもらえないようなことになるのだから、これは余りにもひどいじゃないですか。それは、お金がない、国家財政窮乏の折からだといふいろいろな理屈はございまして。しかし、私は今三十分以上にわたつて、農家のお年寄りそしてみんなが頑張つていてる状態というものを訴えてまいりました。この私の訴えを聞いただけでも、佐藤大臣がこういふ千円札を五百円玉に落としてしまうようなことをやるというのに何の抵抗も感じないといふのは、いささか血も涙もない大臣だといふことになりはしないかと私は思うのですが、これは大した金額ではないのです。驚くほどの金額ではないと私は思うのです。厚生省の数理課に計数の積算をしていただきました。これを我が党が言うような金額でやると一体どれくらい要るんだと聞いたのです。二百億くらい要ります、二百十九億、大した金額じゃないですよ。農家の皆さん方が期待をしてるその期待にこたえる金額としては決してばらばらな数字ではないと私は思う。やはりそれくらいな温かい思いやりがあつてしかるべきじゃないでしょうか。二千億も二兆円も出せと言ふなら話はばらばらということになるかもしれないが、これくらいのことはぜひおやりいたしたい、長い間農業で頑張つていただきました皆さんに少しばかりお礼の気持ちを示すというの、今我が国の農政を将来に向かって展望いたしてまいります段階では大変大事な政策の一つではないか、私はこう思うのです。全く原案で押し通す、こういうお考えなのではないか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金制度といふのは、経営移譲年金を中心にしたました年金の

制度でございまして、六十五歳以降の老後保障といふものは、国民年金と相まつて行うということにして行つてございまして。いわば長く農業に従事をしてこられた方に報いる、そういう意味の老後保障として設けられたものでございまして、経営移譲年金のような構造政策の推進というような政策手段としての性格はそういう意味では持ち合わせてないわけでございます。こういう性格の農業者老齢年金につきましては国の助成を行うといふのは非常に困難な情勢にございまして、したがひまして、今御提案のようなことをいたしますと保険料を大幅に引き上げるといふようなことになるわけでございますが、現行の保険料におきましては平準保険料をかなり下回る水準で設定をいたしたところでございまして、到底そういう大きな保険料を農家が負担していくといふのは難しいと思つてございまして。

ちなみに、今お話しになりました二百十九億円でございまして、これは昭和六十一年度の金額でございまして。六十五年年度の概算の金額では五百七十九億円でございまして、必要になる、こういう状況でございまして。したがひまして、五百七十九億円でございまして、今御提案の趣旨に沿ひまして農業者老齢年金を引き上げるといふのは非常に難しい状況にあるわけでございます。

○島田委員 まともに言へばそうなるわけですよ。それはそうなんです。しかし、私は、あなたの方に心があるかと聞いているのでありまして、にべもない返事でありまして、いささか私も遺憾に思つております。

さて、保険料。保険料もえらい恩着せがまし、本当はこれだけかかるのだけれどもこれとめておくのだ、こう言うのであります。それにしても、半分くらいの値上げでいつたらどうですか。私は全く全面否定をするつもりはありませ。それは、御承知のように、国民年金、この間改正案通つたわけでありまして、厚生年金の保険料というのは本人だけじゃなくて使用者が半分負

担してくれるでしょう。農業者年金はだれも負担してくれないですよ。当たり前のことであります。本人が掛けなければいけないわけです。その上、今申し上げました国民年金も、今度あれが施行になりますと、だんなばかりじゃなくて奥さんも掛けなければいけません。掛けなければいけません。両方合せてのあれになりますから、負担が倍になるといふことであります。

そんなことを考えますと、農家の出費ばかりがかさみまして、大臣に乳歯を初め抑えられつ放しでありますから、入ってくる方はさっぱり目鼻がつきません。出る方は何のかんとの名目つけて出されてしまふ。我々国会議員の歳費みたいなものでございまして、取られる方は本当によくこんな取ってくれるわというくらい取られるものであります。保険料もその一つ。保険料、これっぽちくらの負担がなというふうなものではございません。そんなのが、いっばい重なる。どうですか、局長、これは半分の四百円くらいでおさめておくということになりませんか。これだつて大した金額じゃないですよ。あなたの方の試算はどうですか。

○井上(喜)政府委員 お答えいたします。

保険料の額は五十九年度価格で昭和六十二年から八千円というようにいたしました。以後一年ごと八百円を上積みしていく、そういう改正案になつていくわけでございます。

実を申し上げますと、これも本委員会でも何回か御答弁申し上げておりますけれども、財政が均衡いたしますのに必要な保険料、平準保険料と申します。これは昭和六十二年一月一日現在で一万三千二百三十八円、これは五十九年度価格でございますが、そういうぐあいになるわけでございます。それを相当下回る水準で設定したわけでございまして、現下の年金財政を考えますとどうしてもこの水準は確保しないと負担と給付のバランスがとれないような状況でございます。この点ひとつ御理解を賜りたいと思つてございまして、私それで、ただいまの保険料の引き上げ幅を、私

どもは八百円としておりますが、従来どおりの四百円といたしました場合の所要の金額でございまして、これは概算でございます。昭和六十三年度が五十一億円、それから昭和六十六年度が百七十四億円というところで、その間漸次この所要額がふえてくる、こういうような状況に相なつております。

○島田委員 午前中の参考人のお話の中にも経過措置という言葉が幾つか出ておりました。その経過措置をどういうふうなことにしようかという点になります。さういふことが鮮明でないお話の中身もありましたから、それを完全に引き合ひに出すことはできませんが、ただ経過的な措置というのが大変大事なことでございまして、それはもうんとやるのではなくて自然にいくというやり方も時には大変親切なやり方でもあります。私は初めからゼロにせよといふのはよくないです。やはり何のかのと取られることが多いのですから、ひとつならかにやつてもらいたい。それに八百円というのは余りひど過ぎるのじゃないですか。半分にしたさい。これくらいは大臣、原案どおりじゃなく修正してもいいのじゃないでしょうか。大した金額ではないでしょう。今お話にありましたとおりでございまして、時間がどんどん迫つてまいりますので、問題の詰めはまた日野さんや上西さんがおられますから、私はこうした皆さんの御議論にゆだねたいと思つてます。

さて次は、御主人が亡くなられた後、一時金でくれるのだからというお話であります。しかし、だんなと一緒に長い間、何十年と苦勞してきた奥さんに、やはりその立場を大事にしてあげるといふのがこれまた政治の大事な一つのポイントだと私は思うのです。だんなが亡くなった、一時金でほん、これで終わり、これではどうも心がこもつておりません。むしろやはり制度的に仕組みまして、少なくとも掛金の残りの部分相当額については、だんなに先立たれて悲しみに暮れる奥さん方には、その権利を与えるべきではないかと私は思うのです。そういう意味では、寡婦年金であれ遺族年

金であれ、名目はどうでもよろしゅうございまして、これはぜひ温かい心の通つた制度にする一つの大事な、いわゆるねらい目として私は問題提起をしたい、提案をしたい。

ところで局長、ここ数年、経営移譲年金にしても老齢年金にしても、御主人に先立たれたという事例としては何件ぐらいおありなんですか。

○井上(喜)政府委員 正確な数字ではございませぬけれども、年金受給者では年間約四千名の該当者がいると思つてます。

○島田委員 つまり四千名の寡婦、未亡人ができたというところであります。もうこの年齢になつたら、息子たち夫婦はしっかりとあちやんの面倒を見てくれる。それは老後の心配というのは、それなりに親の面倒を見る責任が子供にもありますから、それはあると思つてます。しかし、さっき僕が言つたように、うちのおふくろももう十年前に亡くなりましたが、悲しうにしていたあの姿を、顔を、今も私は鮮明に思い浮かべるのです。せめて寡婦年金制度だつて、それこそ大した金額じゃない、二十億くらいあればいいのです。二十億から三十億がらみでこの奥さん方に悲しい思いを味わわないうで老後を何とか暮らしていただくというところだつたら、実に安いものではないですか。これもだめですか。

○井上(喜)政府委員 確かに今お話になりましたその案での所要額は六十一年度では二十七億円というところでございまして、せつかくの御質問でつれない御答弁ばかり申し上げて申しわけないわけでございますが、農業者年金といふのは、たびたび申し上げますように、国民年金の付加年金として仕組み、かつまた農業構造の改善ということを目的にした年金でございまして、そういう年金にさらにこのような年金を仕組んでいくということは非常に難しいわけでございまして、したがいまして、今回の改正では死亡一時金の支給対象を拡大するというのを最大限努力いたしました。いたした次第でございまして、その点ひとつ御理解のほどをお願いいたします、そのように考

える次第でございまして。

○島田委員 本当につれない御返事でございまして、最後になりましたが、国庫負担の問題についてお尋ねをしたいと思つてます。

これもまあえらい切り下げるわけですね。切り詰めるわけでありまして、現行の保険料の十分の三、経営移譲年金に対する三分の一、これやそれや合わせまして、合計で四六%の財政切り詰めでございます。これは大蔵省、本当に喜んでいらっしゃる。何でも切ることが行政のすべてであるかのごとき感さえ私は持ちます。

そうでなくとも私は、昨年の大臣御就任のときの初めてのこの場のやりとりで、防衛予算、もうあごつかえてきましたから、もう間もなく農林予算恐らく逆転です。これだけやれば、農林予算はほとんど切り詰められて、黙つていた防衛費の下になつてしまふことは間違いないわけです。それでいいのだから。こんな農政で本当に大丈夫なのか。大臣のお話やお考えを聞かしていただくたびに、私の不安が消えるばかりか、一層募るばかりであります。

その上に、またさる農法に就いて国庫負担の大幅切り下げを図ろうとする農業者年金、せめてこれぐらひは最後のとりでで大臣踏ん張つてもらえなかつたらどうか。また、踏ん張つてもらいたいのだ。農業者年金そのものはいずれにせよ百年、二百年大丈夫な制度ではないです。私もよくそれはわかつていくわけであります。しかし、それを大丈夫にさせるかどうかは、やはり政策的にだんな農家が切り詰められて、追い詰められ離農してきて、資格要件を持った農家がだんだん農業の世界からいなくなつていくわけですから、絶対量が不足している。そういう中で一定の制度をもたせようとしたら一体どうすればいいのか。あなた方は政策的に農家を追い出したわけですから。被保険者、つまり保険加入資格要件を持つている農家はなくなつていく。それじゃ、その分を国費で抱いてフォローアップしなかつたら、これは制度がもたぬのは当たり前じゃないですか。

片っ方で追い出して、片っ方で国費の投入を切り詰めていく、切り捨てていくといった、こんな制度も何年かたためて破綻しますよ。間違いないわけでありませう。こういうやり方をしているというのはいわゆる政策上の極めて大きな矛盾ではないのでしょうか。その矛盾を抱え込んだまま私たちはこの法律よしとして賛成するわけにいかないのは当たり前でしょう。

六十一年度予算、もう間もなく始まります。これは大臣ひとりで頑張っていた方がいいという意味も含めて、何でも切り詰めていけばいい、私はそれは農林関係予算としてはいただけない。人の命を預かっているという大事な任務、意識をお持ちなら、国の責任だつてきちんとしてもらおうというのでなく、整合性ある政策推進とは言いえないのではないのでしょうか。そのことを厳しく指摘をして、大臣の所信を伺いながら、少し時間が早うございませうが、私はここで終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○佐藤農務大臣 島田先生にお答えします。

お話を聞かされて、私も母が八十九歳でございまして、実は年金をためては孫にやる姿を見ております。そんなことで、先生のおっしゃる意味はよく理解できる、情としては忍びないものがあるのですけれども、農業者年金制度というのは、今も言っているとおり、農業者の老後生活の安定のみならず、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を目的とした政策年金であります。そんなことで、国民年金等の他の公的年金に比べ今まで高率の補助が行われておったところでありませうが、一方、先生御存じのこととございませうが、現下の農政におきまして農業構造の改善を促進することは極めて重要であることにかんがみ、また今後農業者年金の政策年金としての役割を一層高めつつ、政策効果に即した国庫補助が行われるよう努力してまいりたいと考えております。

○島田委員 ぜひひとつ、我が党が提起しております修正案などを十分御検討いただきまして、将来に悔いのない制度の完璧な前進に向けて役立て

ていただきますようお願いをしながら、私の質問を終わりたいと思います。

○今井委員長 次に、日野市朗君。

○日野委員 今大臣に伺つておりますと、情において忍びないがということでありませう。私も、情において忍びないどころか、実はこの法案についての質疑をやるのがまことに気が重くて、実は私この質疑はパスしようと思つたのでありますが、一人どうしても都合が悪くて、あなたやつてくれと言ふものだから、私もここに立ちました。いまだに非常に気が重い。

それは、おっしゃることはわからないではないのですよ。いろいろな厳しい状態をやつておられる御苦労は多いといたします。しかし、それと同時に、現実には今大臣が言われたように、情において忍びないと言われるその忍びがたさというものは私自身もひしひしと身にしみて感じておりますし、じやこの先どのような展望が開けてくるのかということになりますと、おまえさん考えてみな、こう言われると、これもまたできない。ここは非常に豊富な情報を持ち、いろいろな組織を持つておられる皆さんにやつていただくしかないわけでありませうが、みんな同じ痛みをきちんと受けとめていくことも必要でありませうし、痛みを受けなければならぬ、それだめなん、これは先に進まなければならぬ、そういう立場から質問をいたしたいというふうに思います。

社会保障制度審議会の答申、これは昭和六十三年の三月一日に厚生大臣と農林水産大臣に於て出されたものでありますが、私もこれを目を通させていただきました。かなりきついおしかりでありますね。それと同時に、これは社会保障制度審議会も随分勝手なことを言うものだ、それから国民年金審議会の意見書、これもかなり勝手なことを言うものだ、というふうな思いもありません。

というのは、この農業者年金の制度の発足に当たつて、それぞれこの審議会がんでおりますね。そして、政策年金としてこれを位置づけることについての一役を果たしたことは、これは間違

ないのではありません。しかし、それはそれとして、これを見てみますと、まず社会保障制度審議会の答申であります、本制度については、本審議会は、これまで繰返し社会保障制度としてのあり方から見て疑問を述べてきたのだ、こう書いております。今までのこの社会保障制度審議会から出された疑問というふうなもの、どのような点であったのか、こゝでちょっと振り返つてみてもらいたいというふうに思います。

○井上(憲)政府委員 お答えを申し上げます。社会保障制度審議会の御意見は、この三月にいただきましたものは、過去二回だと思ひますが、主たる御意見をいただいているわけでございますが、一番最初この年金制度が発足いたしましたときにいただきましたものに、以下のような内容の答申があるわけでございます。「たとえ国の農業政策的要請があるとしても社会保障制度としての年金制度のあり方になお疑問が残る点がある。とくに国庫負担その他の点において他の年金制度に及ぼす影響が大きいと思われるので、その運用にあつてはとくに慎重を期せられたい。」というところでございませう。

この当時問題になりましたのは、一つは年金制度として将来とも成り立つていくのかということとございませう。年金の加入者が減少していく、年金の受給者がふえていく、こういう傾向がある期間続くわけでございます。そういうことで、年金制度が継続的に維持できるのかどうかといううな点がありませうが第一点でございます。それからもう一つは、自営の人の年金といたしましては国民年金があるわけとございまして、その国民年金のほかにこの農業者年金制度というものをつくるといふことが他の自営業者に影響を与えるのではないか、こういう懸念があつたようでございます。

それから第三点といたしましては、当時から公的年金制度の一元化といひますか統合化のようないう時期にまた新しくこういう農業者年金制度の

ようなものをつくるというのはいかがなものであろうかというふうな御意見があつたようでございます。

それから、答申の二回目の大きなものといひましては、五十六年の二月にいただいたものでございませう。この場合には、当時の制度の改正というのは「おおむねやむを得ない」という答申でございませうが、その場合にも「年金保険という形態をとる限り、長期的財政見通しに立脚することが不可欠である。」というところで、「近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至とみられるので、この際、農業者年金制度そのもののあり方について、抜本的検討を行われたい。」ということ、当時の一番大きな問題は、やはり長期の見通しといたしまして、単年度収支で赤字になり、さらに将来的には資産を食いつぶしてしまふ、こういう状況が見込まれたので、財政の健全化という観点に立つて基本的な検討を行うように、こういった趣旨でございませう。

それで、さらに今回、ことしの三月の社会保障制度審議会の答申につながつてくるわけとございまして、基本的に制度の抜本的検討をいたしまして年金財政の確立を図るよう、こういう趣旨のものを受け取つておりまして、この点私どももいたしましては、早急に今後のこの制度の安定運営のための基本的な事項につきまして検討していく必要がある、このように考えている次第でございます。

○日野委員 それほど詳しくおつしやつていただかなくてもよかつたのですが、御苦労をおかけしました。結局こういうことでしょうか。つまり、加入者は減つていくのだ、受給者はふえていくのだ、こういうものが社会保障制度の年金として、それも成り立ち得るのかという疑問点は、最初から社会保障制度審議会では提示されていたわけとございませう。いかがです。

○井上(憲)政府委員 制度の発足当初から、年金の加入者は減少していくといふことはある程度見込まれていたわけとございませうけれども、発足後

の今までの経過を見てまいりますと、発足後かなりの加入者がございまして、そういう加入者が現在受給権者になりまして年金を受け取っている、こういう状況にあるわけでございます。そういうことで、現時点におきましては、年金加入者に比べてまして年金を受ける数の方が非常に急速にふえてきているような状況にあるわけでございます。

これからの見通しといたしましては、漸次加入と受給の関係が正常化してくると考えられますので、私どもといたしましては、今後、長期的に加入者が減少し、それと反対に受給権者がふえていくということではなしに、ある時点で加入者の減少がとどまりまして、また受給権者の方も安定をしてくるというように考えているわけでございまして、そういう意味におきましては、現時点におきましては年金財政の長期見通しは非常に厳しいものがあるけれども、一定の前提を置いて考えますと、将来ともそういうことが続いていくということには必ずしもならないのではないかと、このように考えております。

○日野委員 この年金は、恐らくもう何年度も何年度もこの委員会でも問題にされたわけですからけれども、佐藤総理が農民にも年金をというようにことを言いつつながら、実は換骨奪胎した制度が法律として成立してしまつたという不幸なきさつはあります。しかし、政策年金として、政策誘導を強く図るためにこの年金制度が誕生したという点を見ますと、私は、農水省は非常に大きな二律背反をやつたのだと思うのです。そういう意味では、この年金自体が非常に鬼つ子的な性格を持っているものだと思ひます。

この年金がうまくなくなつてくるファクターの中には、読み取り切れなかつた非常に速やかな高齢化という問題がございました。その点、私も同情しないではありません。この制度が発足した当時よりはすさまじいスピードで高齢化が進んだことは認められるのですが、何よりもこの問題点として私が挙げなくちゃいかぬのは、大抵この制度が目的とした政策そのもの、つまり構

造政策の推進というのが一つの大きな前提としてあつたわけでございまして、構造政策が進んでいけば、農業者というのはいやでも減つていきまゝす。そのための構造政策です。生産性を上げていく、大きな経営単位をつくっていく、こういうことが目的でございまして、そのもとでこれは農家を減らしていく、そのためにこういう制度をつくつたのです。そうすると、加入者はどんどん減つていく、これは当然のことだったのでないでしょうか。私は現在もその悩みは解決できていないと思うのです。これを解決する方策というのは私にはあり得ないと思うのですが、いかがでござい

ますか。大体このような制度が、こういう二律背反性を抱えたままでも成り立っていき得るものかどうか、私はそう楽観的には見ていないのです。この制度だけでこれが成り立っていくという可能性はございませんか。

○井上(喜)政府委員 制度発足以来、現在までのところ加入者の数が減少をしてきているわけでございますが、ただ最近の状況を見ておきますと、ここ二、三年でございまして、加入者が若干増加をしてきておりまして、五十九年度におきましては三万人を超す加入者が出てきているわけでございます。

これからの見込みでございまして、私どももいたしましては、当分の間は年間三万人程度の加入がありまして、以後漸次減少してくると思ひますが、二万人程度の加入者というのは引き続きあるのではないかと、このように考えております。そのような条件を満たすならば、今の受給権者の数の推移から見まして、確かに中期的にはなかなか難しい財政的な問題もございまして、この年金制度が同世代間の相互扶助ばかりでなしに、世代を超えまして農業者の相互扶助によって成り立つ制度であるということを考えてまいりますと、今先生御指摘のように、加入者の方が全く減少していつてその面から破綻が来てしまうのではないかと、私どもとしては必ずし

も考えないわけでございます。

○日野委員 五十九年度三万人の新規の加入者があつたということについては、これは御同慶の至りと申し上げたいところでございまして、けれども、しかし、全体のバランスを見ますと、これは受給者の方もどんどんふえていく、こういう傾向は断ち切りがたい流れでございまして、こういう中で年金の財政が非常に苦しくなつてくるということになっていくのだらうと思ひますが、この年金を政策年金として位置づけて構造改善に役果たさせようと思つたところに一つの問題点があつたのだらうと私は思ふ。

これは私はこの委員会でも何度も申し上げているわけでございまして、構造政策を強めていけばいくほど加入者は減つてくる、こういう相関関係を断ち切らなければならぬのじゃないでしょうか。つまり構造政策、後でまた話題にしますが四分の一の格差ですね、四分の一のカットなんといふことになりまして、これは構造政策は加速されることになるのだらうと私は思ふのですが、同時にこれは加入者を減らしていく方向に流れる、こういうふうに見えておりますが、どうですか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金が政策年金の性格を持ちます以上、一定の構造政策的な効果を上げる必要があるわけでございまして、そのために幾つかの要件とか条件は設定しているわけでありまして、ただ、やはり農業者の現状、農業者の現状というのがあるわけでございまして、こういう現状に立脚いたしました上で構造政策を推進していくことになるわけでございまして、余り現実離れをしたような条件等を設定することには問題があるかと思ひます。

現に、今回、経営移譲をいたしました場合に経営移譲の相手方によりまして年金額に差を設けるわけでございまして、この差につきましても、各方面の御意見もお聞きし、また、経営移譲をする移譲者の老後の生活等も考えまして格差を設定したというふうな状況にございまして、そういう意味におきまして、やはり現実的に構造政策を進める

という観点から制度を仕組んでいく必要があるのだらう、このように考えている次第でございまして。

○日野委員 どうも局長の御説明を聞いてもよくわからないわけでございまして、経営移譲をして、サラリーマン農家に移譲したら四分の一のカットだということになりますと、これはサラリーマン以外のところに経営移譲の相手を探せ、こういうことを結局はおつしやつていくわけですね。そして、この経営移譲年金というものは本年金においては非常に魅力的なものとして農家の側としては受け取っておりますので、これが障害を受けるというふうなことになるかと、障害を受けるというものは、そういう大きな魅力の部分が減つてくるということになりますと、この年金そのものに対する農家の側の受け取る感じというのは大分変わってくるのじゃないでしょうか。

きょうも午前中、日本大学の先生だつたと思ひますが、現実には特定農家に経営を移譲できないところが出てくるというお話をしておりました。私もそうだと思ひます。現実には、今ふつと思ひついでしゃべるのですが、数字はつまびらかではありませんけれども、日本の全農業集落において六十歳以下の働き手が一人しかいないという集落、これが全集落の大体二〇〇分の一に達していると思ひます。それが一人ぐらゐいるところも大体二〇〇分の一。もうかなりの部分が、農業を六十歳以下で、中核農家でやつていくという働き手を失つていく集落、これが非常に多い数字になつていくと、私、認識をしております。

そういうところで、じゃサラリーマン農家以外の者に経営移譲を、こう言つてみても、これはかなり難しい。そして、そういうところに経営を移譲しようということになれば、勢い大農家にだけ経営は集積をされていく。実際には、二兼どころか一兼農家ももう農業はやめてもらいたいという意思が明瞭にあらわれているように思ふのです。いかがでございませう。そういうのは農水省の真意なのかどうか。

○井上(喜)政府委員 現在、農村で高齢化が進行をしておりまして、六十五歳以上の高齢者が占め

るウエートが非常に高まってきたのは御指摘のとおりでございます。最近、経営移譲を行なう事例が時々出るわけでございますけれども、私どももいたしましては、農協でありますとかあるいは合理化法人等を通ずるという方法もあります。その前に農業委員会等によりまして経営移譲の相手方を積極的に探すということをやることがあるうかと思ひます。各方面の御協力を得まして経営移譲の適当な相手方を見つけるという努力を今後ともしていく必要があるし、これからの確かにそういう事態が多くなってくるということも予想されますので、そういう点、特に力を入れて努力をしてまいりたい、このように思ふ次第でございます。

○日野委員 大臣、今局長さんと私の間で、政策年金としての本年金についてのいろいろな話をしていた。私は、こういう構造政策を強めれば強めるほど農家の数は減ってくるのだ、そして加入者になる対象者も減ってくるのだ、こういう話をしながら、この農業者年金基金法的一条に言う大きな目的が二つあるわけでありまして、政策的な部分についても少し見直す必要があるのではないかと、このことを今お話をしていたわけなのであります。

これは政策年金としてもうスタートを切ってしまった。本当はあのとき、スタートを切るときに社会党は対案を出しているわけですね。これは社会保障制度としての面に重点を置いた案を出していたのです。それが今どっちがいいか悪いかなどということをお聞きことはよろしいでしょう。しかし、これは本当に農業者年金として社会保障的な色彩をもっと強めるように将来を展望すべきではないかと私は思ひます。いかがでしょうか。

今までいろいろなネックがありますよ。年金の運用については障害がありました。個々の点についていろいろ運用上の難しさがあったが、そういったものの多くは、政策年金であるというふうな烙印を押してそっちの面を強く推してきたところ

に多くの問題点があったのだ、私はこういうふう

に理解しておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤農務大臣 日野先生にお答えいたします。

今先生のお話で、途中からでございますが、農業者年金制度の発足時において日本社会党から国会に提出されました農林年金法案、これは農業者の老後保障に重点を置いたものであると承知しております。しかしながら、農業者と一般自営業者の老後保障は基本的には国民年金で行うことになつておりまして、農業者のみを対象として老後保障を目的とした制度を設け、これに高率の国庫補助を行う制度を仕組むことは基本的に非常に困難であると考へております。

なお、農業者年金制度は、経営移譲の促進と老後保障が密接な関係にあることに着目しまして国民年金の付加年金として仕組まれたものでございます。

○日野委員 そのところばかりやっておりますと時間がなくなりますから、私の希望としては強く申し上げておきたいのですが、それは国民年金に對する付加年金である、こんなことは百も承知です。こういう制度をつくって多くのところからいろいろな点を指摘をされて、多くの問題点を抱えながら今苦悶しているわけですね、この年金自身な。そういうときに、構造政策にまたさらにウエートをかけてこの年金をさらに苦しめるようなことのないように、特に希望をしておきたいというふうに思ひます。

次に、この年金の加入者をふやすためにいろいろの努力をされておられるということは私よく聞いております。

一つは若年農業者が加入してこないということでありましょう。四十歳以下の人でありますと一五%やそこらしか入っていないということになつておりますが、何でもございというのか。これは午前中もちょっと議論がありましたし、いろいろな議論が出ましたけれども、原因を分析することは大事なことでありますから、農水省は若年加入者が伸びない理由は何と何と思つておられる

か、もう一度正式に述べてください。

○井上(喜)政府委員 現在の未加入の状況でございますけれども、五十八年十月一日現在で見ますと、当然加入資格のある者の未加入者が七万四千人、それに任意加入資格のある者の未加入者が十七万人ということで、総数で二十四万四千人でございます。加入対象者が百七十七万でございますので、その約二一%が未加入者になつてゐる状況であります。

この未加入の理由でございますが、これはいろいろあるかと思ひますけれども、譲受後継者に對しまして農業者年金基金が調査した結果がございいます。それによりますと、加入するのにはまだ早いというものが六一%、それから農業経営の将来が不安なので加入しないというものが二二%、それから保険料が高いとするものが九%、その他が一八%となつております。これは譲受後継者でございますけれども、大体こういうところが全体的に見た理由になつてゐるのじゃないかと考へております。

○日野委員 そういった理由は当たらないではないのだと思ひますが、非常に抽象的なのですね。私なんかから見ても、農業の将来に對する不安というのは非常に大きなものであらうと思われまふ。農業の将来、自分の農業経営の将来への不安、これを取り除いてやるということをやらなければふえなないのでございましょう。そうしますと、これはもう農業全体を包む環境の問題が出てくるわけでございますね。こういったものに国の農政が積極的にこたえていかなければ加入者はふえないということになりはしませんか。

さつきからも論じられておりますけれども、現実に経営移譲をするにしても、第三者に移譲するのはわずかに一〇%でございましょう。それから後継者に所有権を移転しているというのは大体二〇%ぐらい、そのほかは使用収益権の設定でございますね。これは、農民の方が、経営移譲に当たつてもよっぽどよく物事を見ておまして、自分の身を守る姿勢をちゃんととり続けている。これ

は若年の加入者がふえないということと同じ平面で見られると思ふのです。やはり農業を営む者に対する安心感を国が与えていない、こういうところに最大の問題点がある、こう考へていられないか。それは四十になつてから入ればいいやと言ふ人もいまして、それから掛金が少し高いと言ふ方もいまして、それから、しかし一番根本的に考へなければならぬのは、安心して農業を営めるような国政、国際、そういうところにおける環境だと思ふ。

これを是正していく方途となりますと、ここでもわずかな時間で論じられることでも何でもないけれども、これを切り開いていくための積極的な姿勢が私は農水省に見られないような気がしてならないのです。この間、金融の話でもそれから農業共済の話でも私はこの点質問しましたけれども、私はもっと頑張つてもらいたい。そうでなければこの年金はだめですよ。情において、それこそ叫びたい、ここでギャツと叫んで跳び上がりたようにないいらした感じを持つのですが、その点についていかがですか。

○井上(喜)政府委員 やはり御指摘のとおり、農業を魅力のあるものとして若い者が受けとめまして農業に入つてくるということが基本だと思ひます。そういう努力は農林水産省全体としてやるべきことと考へてございまして、まことにごもっともな御指摘だと考へるわけでございます。

ただ、加入者の状況を見ておきますと、発足当初は加入期間の特例でありましてかあるいは移譲年金の割り増し、かさ上げ等の措置によりまして相対的に高齢者が加入をするという傾向が強かつたわけでございますけれども、最近の状況を見てまいりますと、三十五歳未満の比較的若い層が年金に入つてきているようになっておまして、全体としてもそういう若い人たちの占めるシェアが高くなつてきているわけでございます。今後ともこういう若い人たちの加入が促進されるような、そういう方向での努力が必要だと考へております。

だから許されるのだと言え立場にあるかどうか。私はないと思うのですよ。

これは、考えてみると契約ではございませんね、私人間のものではございません。しかし、国と加入者の関係は確かに公権力関係でありまして、加入するときまでそうだし、一たん掛金を払い始めた加入者と国との間には一種の対価関係が成り立つ、そう思いませんか。一種の対価関係が成り立つ、これはもうお互いに勝手なことはできないわけでして、私はそういう関係だと思ふのですが、いかがでしょう。

○井上憲政府委員 農業者年金への加入というのは自由な契約関係に基づくものではございませんで、農業者年金法に基づいて当然加入する人は当然加入、任意加入する人は任意加入ということに相なるわけでございます。加入後の保険料なりあるいは年金の受け取り等につきましては農業者年金法の規定するところによつて行われるということ、全体が年金法によつて規制されることになるわけでございます。

○日野委員 ちよつと裁判例を調べてみたのですが、本法によるものはありませんでした。似たものとして、これは国民年金の問題ですけれども、東京高裁の昭和五十七年(行)第二四二号というのがあります。これはケースはまるっきり違いますが、ここに年金の法律関係について触れている部分があるのです。

それを読んでみますと、「拠出制の国民年金制度においては、被保険者の保険料負担と老齢年金等の給付はある程度対価的關係にあるから、この点からも、控訴人の右信頼は法的保護を要請されるものである。」と書いてある。つまり、今お互いに対価関係があつて信頼関係がそこにできているのだから、その信頼関係は保護されなければなりませんよと書いてあるわけです。

さて、この四分の一カットを見てみますと、四分の一程度だとあなたはおっしゃるわけですが、三十五年間加入した場合における現行のもの二十年後の水準の比較をやってみると、その比率が

六〇・二%になることはもう既に御承知のとおりです。そして、サラリーマン農家の方に経営を移譲するということになる四五%に下がつてしまふ。これは半分以下です。あなたは四分の一だと言ふけれども、受け取る側にしてみれば、掛金を掛けて半分以下です。この裁判例を裁判に使うとなれば、厳密に言えばそれは事例が違ふということになりますけれども、考え方としては正しいものを含んでいゝと私は思います。基金もしくは国と加入者との間は金を払ふことによつて対価関係ができて上がつて、そこから信頼関係が結びついていゝと思ふのです。これは重大な信義則違反じゃないですか。感想はいかがですか。

○井上憲政府委員 負担と給付という関係でございまして、いわゆる対価関係は成立はしてゐると思ふのですが、その具体的な中身につきましては、それぞれの個別法によつてそれを決めていくべきものではなからうかというふうに考えるわけでございます。

今回の農業者年金法の場合には、公的年金の制度改正の方向に即した給付水準の適正化ということと改正内容に即した移譲先によりまして経営移譲年金に格差をつけるというところをしております。いわゆるサラリーマン後継者の場合は二重の給付額の改定が行われることにならうかと思ひます。

そういう場合にも給付と負担の関係、その広い意味でのバランスといひますか、それは確保していく必要があらうと我々は考へてゐるわけでございます。現行法の趣旨に即してゐないといふことには必ずしもならないといふふうに思ひます。むしろ我々といひましては、改正案は現行法の趣旨に照らしましたところのものであると理解しております。そういった点につきましても政府部内でも十分検討して結論を出したものでございします。

○日野委員 この関係が公権力関係に入るといふことは一つ重大な問題点を生み出すわけですから、これは憲法上の問題が出てくるのではないでしようか。同じ掛金をやつて、そして経営移譲をやつて三つの種類に分かれるわけですから。老齢年金しかももらえない人、経営移譲年金をもらへる人、それから四分の一カットされる人、この食い違い。本来、年金制度というのは平等でなければならぬはずで、それは政策的な配慮が入つたつて私はまるつきり悪いとは思ひません。しかし、今数字を挙げたように、かなり大きいギャップがそこに出てくることになりまして、憲法の平等原則から疑問が出てくると思ひませんか。これは憲法上の重大な疑問が出てくると私はこの改正案を見ながら思つた。

大体、本当は平等でなければならぬので、う。しかも皆さんの側は、それは経営移譲すればいいじゃないですか、こうおっしゃる。サラリーマン以外の者に経営移譲すればいいじゃないですか、そういうことがやれるのだからいいのです。よく、こうおっしゃるわけですが、しかし、現実を見てみると、午前中の日本大学の宮崎俊行先生も言つておりました。現実にはそういう農家に経営を移譲することは不可能な場合がある、例えば離島であるとか農山村というやうな例を挙げられておりましたが、私もさつき言つたやうに、農山村の場合にはもうやりたくてもできないという現状があるといふことはよく知つてゐるのです。もうこれは法律の理屈ばかりじゃなくて、事実論としてそういう者が出てくるという指摘がある。そうすると、皆さんが言う経営移譲すればいいじゃないですか、サラリーマン以外の者にしたらいいじゃないですかという理屈は通らなくなる。そういう憲法判断が働くのだらうと思ひます。私は、この点は憲法の平等原則に照らして大きな問題点ではないか、かうかと考へてゐるのですが、いかがですか。

○井上憲政府委員 現在の農業者年金制度におきましても、同じ保険料を払つて受け取る年金が違ふ、こういう場合があるわけでございします。例

えば法律の要件に適合したして経営移譲したした場合に経営移譲年金が受けられますけれども、経営移譲をしなかつた場合には農業者老齢年金しか受けられないわけでございします。

既にそういう差もあるわけでございします。今回の改正は、経営移譲につきましてその対応が違ふ場合、しかもその場合に農業者年金法の趣旨により合うやうな経営移譲をいたしました場合とその他の場合につきまして格差をつけるということになつたわけでございしますけれども、この点につきましても、私どもの改正の中身が中核農家等のより望ましい経営に経営移譲が促進されるというやうな趣旨でございします。法律の趣旨、目的からいってその範囲内に入るもの、このやうに考へてゐるわけでございします。

憲法上の問題等も指摘されたわけでございしますけれども、私どももいたしましてもそういう点については慎重に検討し、配慮いたしまして、現在の格差、四分の一とした次第でございします。

○日野委員 この点は、私が申し上げたことは恐らく局長及び大臣も全く理由のない立論とは思ひておられないだらうと思ひます。私自身もそう思つておりました。かなりこれはリーズナブルな疑問点であると思ひます。この点を、私がこんなことを言つていたといふことをよくお考えいだいて、そして我々この点について修正の案を出しておりますが、この点十分お考えいだきたいと思ひます。

それから最後に、もう時間がなくなつてしまつたが、先ほどから言つております社会保障制度審議会の答申の一番最後の部分に「早急に本制度の趣旨、目的にまでさかのぼつて、根本的な検討を行うことを強く要望する。」と書いてあるのです。このところをどのように読んでおられるか、その点についての御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○佐藤農務大臣 日野先生にお答えいたします。社会保障制度審議会の答申は、年金財政を健全に維持していくための制度のあり方について抜本

うになっております。

今回の財政再計算の結果では、その平準保険料の金額は昭和六十二年一月一日現在で一万三千二百三十八円と、五十九年度価格であります。算定をされております。これは、六十年現在の保険料の金額が六千六百八十円でございまして、その約二倍の水準になるわけでございまして、農家負担の能力を十分考える必要があるということで、六十二年の保険料を八千円水準にいたしまして、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げる、こういうことになしたわけでござい

ます。

この保険料が農業者所得なり農家所得の中でどの程度の割合を占めるかということでございますが、農業者年金保険料を八千円に引き上げた場合には、年の負担で申しますと農業者所得全体に占める割合は四・七％ということになるわけでござい

ます。それから、農業者年金加入者は国民年金に加入しておりますのでその保険料を考えますと、夫婦二人で考える必要がございまして、また国民年金の付加年金に入るといふことも前提にする必要がございまして、そういうのを合計いたしますと月額二万二千六百円になるわけでござい

ます。これも年額で年の農家所得の中でどの程度の割合かといふと、五・一％というぐあいになるわけでございまして、確かに保険料の引き上げをお願いするわけでござい

ますが、この程度につきまして、これもかなり大きな差をつけるべきだという意見もござい

ましては、老後の生活費の問題等勘案をし、かつまた農業者年金制度研究会の御意見等も伺つて四分の一というように格差にいたしました次第でござい

ます。

その程度につきまして、これもかなり大きな差をつけるべきだという意見もございまして、老後の生活費の問題等勘案をし、かつまた農業者年金制度研究会の御意見等も伺つて四分の一というように格差にいたしました次第でござい

ます。

〇菅原委員 また、今回の改正で、サラリーマン後継者に経営移譲した場合年金額に差を設けたわけでございますが、この場合従来どおりの、差の生じない年金額がもらえる特定譲受者の範囲は、どうなっているのか、まずお伺いしたいと思

います。

〇井上(書)政府委員 今回、特定譲受者の概念を導入いたしました。この特定譲受者に経営移譲いたした場合は従来どおりの厚生年金並みの年金を給付することになっております。その特定譲受者の範囲は今後検討いたしまして政令で定めるといふふうにして

こと、かつまた農業者年金の加入資格がないとい

うこと、さらには六十歳未満である、こういった要件を満たす農業者を考えているわけでござい

ます。その次は、農業者年金基金、農地保有合理化法人、農業生産法人、農業協同組合等、地方公共団体とか畜産公社等の公益法人等を考えているわけでございます。それに、第三者移譲の相手方が二人以上あります場合には、経営移譲の相手方すべてがた

だに申し上げましたような場合に該当するといふことが必要であるといふふうに考えております。

それから後継者移譲でございますが、この場合には、第一は経営移譲時点で農業者年金の被保険者となつて

いる後継者、農業者年金に入っている後継者といふことでござい

ます。第二は農業に常時従事する者でありまして、被用者年金に加入してないこと、次に、農業者年金の被保険者資格がない、これは親の面積が三十から五十アール未満の者等は被保険者資格がないわけでござい

ます。で、こういった要件をすべて満たす人でござい

ます。

今考えているのは大体以上のような状況でございます。

〇菅原委員 農業者年金の年金財政の安定を図るためには、未加入者の加入促進対策を図ることが重要な対策でもある、こう考えているわけでござ

います。未加入者が加入しない理由を政府はどうか考えているのか。また、加入促進に当たっては制度に対する不安を解消することが重要であると思

うわけでござい

ます。

止したのは問題ではないか、私はこう思うわけ
でございます。また、農業委員会、農協は、複雑多
岐にわたる事務を処理するため大変苦勞している
わけでございます。業務委託費の引き上げ等、業
務体制の整備拡充を図るべきじゃないか、こう
考えているわけでございますので、この点に對し
てひとつの対応をお伺いしたいと思うわけでこ
ざいます。

○井上(喜)政府委員 保険料の拠出時におきま
す補助につきましては、当分の間行方ということ
になってはいたわけでございますが、今回の改正で
は、公的年金制度におきまして拠出時と給付時の
双方に国庫補助を行っている例がないということ
等から、拠出時補助を廃止したわけでございます
けれども、かわりまして、急激な年金財政に對す
る影響を回避するということから、現行の経営移
譲年金の給付時補助三分の一に六分の一を上乗せ
するという措置をとったわけでございます。そう
いうことの一端をいたしまして、ただいま御指摘の
特定保険料に對する補助も廃止をされることにな
ったのでございますけれども、最近のような財政
事情のもとでございますので、特定保険料という
これも一定の目的を持ったものでございますが、
これだけを残して助成していくことが困難な状況
になった関係からでございます。ただ、農業後継
者の育成確保という点につきましてはやはり重
要なことでございますし、今後ともこういう点に
ついて配慮していく必要があるということ、この
特定後継者の保険料につきましては、自主財源
によりまして通常の保険料に比しまして約三〇%
程度の軽減措置を講じているところでございま
す。

それから、年金の第一線業務でございますが、
確かに農業委員会、農協等で複雑多岐な事務を処
理していただいているわけでございます。私ども
といたしましては、そういった委託業務が円滑に
行われますように業務委託費の充実に努めてまい
ったわけでございますけれども、これを飛躍的に
増額していくというのはなかなか難しい状況でこ
ざいます。私どもといたしましては、所要の委託
費の確保はこれからも努力をしてまいりたいと思
いますけれども、同時に業務の委託機関の職員の
資質向上を図るための研修制度の整備等にも努め
てまいりたいと思います。

それから、最近の年金に關する相談業務の件数
の増加というのがございまして、内容も非常に複
雑多岐にわたっておりまして、専門的な知識を要
するケースも多い、こういう状況になってきてお
りますので、昭和五十八年度から都道府県の農業
會議でありますとかあるいは農協中央会に相談専
門の担当者を設置いたしまして、年金に關する広
範な相談需要に應じます農業者年金相談サービス
事業を充足させてこういった需要に對応している
ところでございます。今後とも委託機関の業務体
制の整備充実につきましては努力をする必要がご
ざいますけれども、あわせて事務の簡素化、
合理化も図っていかねばいけない、このよう
に考えている次第でございます。

○菅原委員 資格関係でございますが、後継者の
資格条件で農業経営三年以上を一年以上に短縮す
ることが要望されております。殊に、Uターン後
継者の農業従事経験年数はぜひ一年にしてほしい
という声が強いわけでございます。Uターン後継
者は年々重なるおそれがございますし、また
必ず農業をもつて生業としてやっていますという
決意で帰ってくるわけでございますので、何とか
一年にしてほしいというわけでございますが、何と
か一年に關してはどのようにお考えなのか、お聞き
したいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 経営移譲の相手方になりま
す還流後継者等につきましては農業従事経験期間の
短縮も各方面から言われているわけございま
す。現在の通常の後継者移譲の場合におきましては
引き続き三年以上の農業従事経験を持つというこ
とが要件でございますけれども、還流後継者につ
きましては経営移譲時までに引き続き六か月以上
の農業従事経験を有し、かつ以前の期間と合算し
て三年以上の農業従事経験を有する、こういう要
件を定めております。したがって、通常の後
継者の経営移譲の場合よりもかなり要件の緩和が
されているというふうに思ひます。また、合算し
て三年という農業従事経験でございますけれども、
これも、還流後継者の場合は、一般の後継者
と同様に大学とか高等学校の農業に關する学科を
勉強していた場合はその期間、あるいは学生生徒
または給与所得者として農繁期に休養日だけ農業
に従事した場合というのがあるわけでありま
す。そういった期間についても通算をするとい
うことになっておりますので、これ以上の緩和はい
かがかと思ひます。

経営移譲をする者の立場から見ても、農業
という自然条件、気象条件を相手に経営を
いたします場合に、非常に不安に思ひます。はい
かと思ひます。やはり三年とかあるいは四
年、五年という経験が普通だと思ひます。
合計して三年、それから、引き続きまして六か月
というふうな条件というのは、経営を移譲する側
から見ても最低の条件じゃないかという
ふうに考えるわけでございます。

○菅原委員 この資格関係についてまた一つ要望
だけしておきますが、実は婿、嫁の経営主の後継
者指定要件についての問題でございますが、養子
縁組の場合は問題はないわけでございますが、ほ
とんど、農村においては嫁は養子縁組というの
はどうも慣例になっていない。それから婿の場合
も、養子縁組をしない婿があるわけでございます
が、このことを直系卑属に準じて何とか今後対象
とする処置を講ずることができないか、ひとつ要
望しておきます。

次に、今回の改正においては、農協の組合長等
の在任期間が空期間通算されることになったわけ
でございますが、このことは市町村長まで対象と
ならないのかどうか、ひとつお伺いするわけでこ
ざいます。

○井上(喜)政府委員 今回、農協なりあるいは土
地改良区等の組合長に就任いたしました場合に
は、その就任期間につきまして、それ以前に加入
しておりました農業者年金の期間と通算をする措
置をとることとしたわけでございますけれども、
基本的な考え方を申し上げますと、今度空期間を通算
いたしますその団体の常勤役員といふものは、
農業者等が組織をしている団体でありまして、ま
た、原則的にはその農業者等が組合長なりある
いは常勤役員になるという団体の役員でござ
います。農業等と非常に密接な関係にある、農業
の振興等についても直接関係のある団体の役員、
こういうことを考えまして、その空期間通算の場
合の団体の範囲を定めようとするわけございま
すけれども、町村長の場合には、必ずしも農業者
であるというのが原則であるとも申せませんし、
また、農協の組合長等の場合は、推されてしま
うと思ひますが、町村長の場合は、そういう場合
もあるかと思ひますが、ケースとしては非常にまれ
なケースではないか、こんなふうに考えまして、
今回の改正では一応、農協でありまして土地改
良区等の、そういった農林漁業者と非常に関係の
深い団体の常勤役員に限ったわけでございます。

○菅原委員 次に、農業者年金の積立金の運用状
況はどうなっておりますか。農業者の保険料が積み
立てられておりながら、これが農村へ還元されな
いというところになりますと、どうももったいない
ことでございますので、農村還元を図っていただ
きたい。そのために、農業者年金基金の福祉施設等
の設置など、そういう事業をこれでもって行えな
いか、このことについてお聞きしたいと思ひ
ます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の積立金につ
きましては、これは年金給付の重要な財源になるわ
けでございますので、安全かつ効率的というのが
運営の基本的な原則でございます。また同時に、
農業者の拠出した保険料を積み立てたものであり
ますので、農村還元にも意を用いていく
必要があるというふうに考えております。
今、積立金の総額、これは五十九年三月末現在

伺いたいと思います。

さらに最後に、日本の農村の立たされている現状からして、農業者の意欲が今減退しております。しかし、日本農業を魅力あるものとしてぜひこれを再建していかなければならないのが私たちの使命でございますので、どのような施策を展開していくか、大臣の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○井上(喜)政府委員 今回の農業者年金制度の改正は、公的年金制度の改正の方向を踏まえて改正をいたすことにしておりますが、同時に構造政策をさらに効果的に誘導していくための措置もその中身といたしているわけでございます。

農業者年金制度も一般の年金制度と同様でございますけれども、最近の高齢化に対応していく必要がございます。年金の発足当初に予想しておりました以上のテンポで高齢化が進んできているわけでございますし、また兼業化につきましても、当初予定しておりました以上に兼業化が進んできておりまして、この年金を受けます後継者等について、当初の予定とはかなり違ったものが出てきているわけでございます。我々としては、この年金制度発足十五年ということ、かなり農家の間には定着してきている制度でございますし、それだけに今、長期にわたりまして安定した運営がどうしても必要になってきているわけでございます。

そういうことで今回、給付と負担の適正化を図る措置をとったわけでございますが、実質的に給付額が引き下がってくるわけでございますけれども、老後の保障という点につきましても、他の年金制度等も考慮いたしまして、我々としてはできるだけだけの配慮はしたつもりでございます。実質的に厚生年金並みという、その原則は維持できたものと考えているわけでございまして、確かに制度全体が相当変わるようになっておりますけれども、今申し上げましたような制度の根幹というのは維持していると考えておりますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと考える次第でございます。

す。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたします。

先生のおっしゃった魅力あるものとしていくためには、やはり農業の体質強化と農村社会の活性化を進めることが非常に大切であると考えております。そんなことで、私は就任以来、三つの施策を中心にやりたいと思っております。

その一つは、技術や経営能力にすぐれた中核農家の育成や需要の動向に応じた生産再編成等により、生産性が高く、土台のしっかりした農業の実現に努める。また次には、二十一世紀に向けてバイオテクノロジーや情報技術などの先端技術の開発、活用に力を入れる。また三つ目には、農業に携わる方々が意欲と生きがいを持てるように活力ある村づくりを進めていく考えでございます。

○菅原委員 以上をもって終わります。

○今井委員長 次回は、明二十二日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

昭和六十年五月二十八日印刷

昭和六十年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局